

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成26年3月7日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 岡崎勉 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 岡 崎 勉 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	岡崎 勉	1. 千代田地区の学校統合について
		2. 市町村合併について
		3. 石岡地方斎場建設の進捗状況と問題点について
		4. 職員の退職に伴う組織体制等について
(2)	佐藤文雄	1. 被災地東北3県への市職員派遣について
		2. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		3. 総合的な子育て支援について
		4. 国民健康保険について
		5. 向原土地区画整理組合事業について
		6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	田谷文子	1. 平成26年度に向けての市長の市政全般に渡る抱負について
		2. 子育て支援対策における教育・子育て環境整備について
		3. 土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であり、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回定例会、通告に従いまして一般質問をいたします。明快な答弁をお願いいたします。

まず、1番目、千代田地区の学校統合について。

まず、私は、私自身千代田地区の小学校の統合に対しましては、公の場所で是非を発言したことはありません。統合の場所等も示しておりません。しかし、地元の市民からは、千代田地区の小学校統合に対しまして、大変なご意見、お叱りをいただいております。今回は、地域を代表いたしまして、これまでの経過を確認しながら質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

最初に、①番、小中学校適正規模化実施計画は、どのような会議を経て計画書として決定され、公表されたのか、説明を求めます。

また、発表に当たっては、教育委員会の合意や市当局の合意も当然得ていると思いますので、このことについても教育長に答弁を求めます。

②霞ヶ浦中学校は、小中学校適正規模化実施計画に基づき実施されているのか否か、また、現在の千代田地区の小学校統合は、同計画に基づき進めていると考えてよいのか。簡明な答弁を教育長に求めます。

平成25年3月発表の小中学校適正規模化実施計画の中で、学校統合の組み合わせ及び新校の位置及び規模はこう書かれております。

(2)として、統合の組み合わせ及び統合新校の位置として「志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校を統合します。統合後の新校の位置は、現在の志筑小学校とします」と記載されております。この記載に間違いはないか、教育長に答弁を求めます。

次に、③です。平成25年度の市長からの施政方針では、平成25年度の各小学校で意見交換会、各中学校区で地域説明会を行い、市民の皆様から貴重なご意見を反映させていただいた、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を作成したところでございます。今後は、計画に基づき、子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れる新しい学校をつくれるよう、保護者はもとより、地域の皆様のご協力をいただきながら、統合を実施する所存でございますと市長は述べております。つまり、市長みずから、小中学校適正規模化実施計画に基づき統合を実施する所存でございますと述べているのであります。これは間違いはないですね。

そこで、市長に確認いたします。そのとおりか否か、お答えをお願いいたします。

さらに、平成24年12月9日、千代田B&G海洋センター体育館において、学校統合の地域説明会がありました。出席者は43名というふうに聞いております。この中で、千代田中学校に小学校をつくるということはこれから検討対象にならないのかとの質問に対し、次のように回答してお

ります。

位置、距離的なものからいって、最善ではないという認識のもとで検討いたしました。さらに、千代田中学校に小学校をつくった場合、どれくらいの費用になるか試算もしました。これまで長い期間かけて建設した学校を使わないということの是非とあわせ、非常に大きな負担が生じることになります。志筑小の建設に約14億かかっており、その処理も含めて約20億円かかると見込まれ、壮大な計画になります。現状の市の財政に照らして、捻出できる金額ではございませんでした。また、これまでの志筑小移転整備ということで積み上げてきたものを大切にしなければならない。新しくできた校舎を大切に使うことも大切であろうということが、意見をいただいて検討してきた結果でございますと回答をしております。

つまり、公表された計画書や施政方針は、これらの回答からすれば、現に計画が決定されていると、市民はこれを信じているのであります。

しかし、その後、小学校の位置のアンケートがなされております。このアンケートは、誰が、どのようなプロセスを経て、何のために実施したのか、答弁を求めます。これについては、市長と教育長にそれぞれお伺いしたいと思います。

また、同様に、千代田B&G海洋センター体育館において、学校統合についての地域説明会において、つくば市では小中一貫校に取り組んでいるようだが、市では小中一貫校についてどのように考えているのかとの質問に対し、次のように答えております。

小中一貫校については、つくば市の春日学園を視察しております。施設を見せていただいたり、取り組みの状況を伺ったりして検討してきました。その中では、つくば市のように、敷地内での小中一貫校を整備していくには大変な資金が必要ですし、現状では、小中連携の形で考えていくのが望ましいのではないかと考えております。小中一貫校であるから施設が1つで済むかというのと、そうではありませんで、小学校と中学校では、理科室や家庭科室の机の高さも違い、別々の教室が用意され、共用できるのは体育館とプールぐらいで、小学校と中学校を2つつくったという感じでございます。また、小中一貫校の取り組みは全国にありますますが、よいところは取り入れていきたいと考えているところですが、施設一体型は難しいと考えているところです。また、メリット、デメリットについて、結果が出ている教育はございません。6年で卒業をやるのかどうか、校長は迷っていました。小学校を卒業して気持ちを切りかえるということが今までであったわけですが、卒業するわけでもなく、7年、8年と進んでいく。それで本当にいいのかなという疑問を持っているところですのでとの回答であります。

伺いますが、この回答は教育長の回答かお伺いします。

そこで、お伺いしますが、千代田地区の小学校の統合案として、千代田中区の一貫校を突然提唱したのは誰なのでしょう。また、誰が、どのようなプロセス、手順を経て、どのような機関決定や合意形成によってこれを提唱しているのかについて、簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。まず、市長から答弁を求めます。

この質問の最後になりますが、お答えは結構であります。

まず、この事業に限っては、市長の座右の銘のように、一晚寝てから考えるでは通りません。これでは余りにも市民を愚弄していると言わざるを得ません。市の最高責任者である市長、教育の最高責任者である教育長は、自分たちが発表した計画、自分たちがですよ、発表した計画には

責任があります。なおさら、学校統合となれば、より以上に十分な検討を加えた上で計画を発表しているわけであります。その自分たちで作成した計画をみずから放棄し、方向性をころころと変えることは、市民を愚弄していると言わざるを得ないわけであります。また、このような手法をとり続ければ、市に混乱を生ずることは必然であります。

最後に、地域を代表して、市の最高責任者である市長及び教育の最高責任者である教育長は、この千代田地区の小学校統合に対し政治的な責任を負わなければならないということをはっきり明言して、この質問といたします。

次に、2番の市町村合併について。

行政の目的は市民の福祉の増進を図ることであり、地方自治体は民主主義の基盤であるとも言われております。

そこで、お伺いいたしますが、市長は合併を唱えておりますが、かすみがうら市をどのような地域にすることを目指し、合併を唱えているのでしょうか。

例えば、学校統合についても、どちらかという行政主導であり、経費削減という合理性のもとに進めてきております。市町村合併もこの経費削減なののでしょうか。

次に、合併は、かすみがうら市民側から合併したいという機運が起こらないとスムーズに進まないと思います。

そこで、お伺いしますが、そのような機運がどこで起こっているのかお伺いします。

また、合併による市民のメリットの説明をお願いします。

2番目として、市長は、土浦・つくば中核構想を唱えておりますが、県南地区の市民の合併機運は醸成されているのかお伺いします。

新聞報道によれば、市長は、議会との公式な協議もなく独断で合併を進めています。ましてや、誰に相談もなく、2市に吸収合併されてもいいなどと言っております。

率直にお伺いしますが、このような発言からしても、宮嶋市長自身は、土浦市長やつくば市長からの信頼の度合いはどの程度あると受けとめられているのか、お伺いします。

最後に、市長の発言は大変大きなものがあります。これを十分勘案してご発言されるよう申し添えて、この質問を終わります。

3番目、石岡斎場の進捗状況と問題点についてお伺いします。

ほかの議員の方からもいろいろ質問ありまして、重複するところがあると思いますが、確認という点から質問をさせていただきますので、よろしくお伺いします。

念願でありました石岡斎場が間もなく4月に竣工し、稼働するとのことであります。現在の施設を利用している市民は、式場を含めて使用できるものと考えております。もろ手を挙げて大変安心しているようですが、しかし、実態は、式場の利用については格差があります。石岡市と小美玉市が優先されることを市民は知らないということであります。

そこで、確認しますが、式場の負担を市長が出さなかったことがこのような格差が生じたのでしょうか。

私が議員になって初めて直面した課題が、この石岡斎場の建設でありました。当時、市長は、意見を聞き入れてくれなければ、組合から脱退し、単独で建設をすると新聞で発表しました。しかし、条件が満たせず、結果はこれを断念。一方、組合は、規模縮小などにより建設費を引き下

げて、やっと建設に着手したというのが経過であります。しかし、実際、実現はしたものの、先ほど申し上げましたように、施設の全てが分け隔てなく使えるわけではありません。このような状況で組合運営が果たしてうまくいくのか、疑問に思います。

一方、構成市であります石岡市や小美玉市からすれば、大変な負担がかかっているものと思います。全国的に見ましても、斎場やごみ処理施設の迷惑施設はなかなか建設場所が見つからないのが現状であります。たとえ適地だとしても、100%地元同意が得られなければ建設はできません。

そのような状況の中で、石岡市が土地を提供してくれるというのは大変なことで、なかなかそういうところはないと思います。普通に考えれば、このような土地があれば、組合に参加している市は喜ぶべきであります。それを、規模を縮小しろとか、意見が通らなければ参加しないとかは言えないというふうに思います。何か問題が出れば、全て地元石岡市が率先して解決をしなければなりません。このようなことを考えれば、よくかすみがうら市を受け入れてくれたと感謝をして、大変申しわけないと思うのはこの私だけでしょうか。

市長は1億3700万円を削減したと言いますが、実際、今回の財源は合併特例債を使った事業であります。その7割以上が交付税措置されるということですが、たとえ式場を建設したとしても、市の負担は相当軽減されると思います。つまり、一般会計からの持ち出しは少なくて済むということであります。

このままでは、式場の利用は石岡市民と小美玉市民が優先されて、あいているときしかかすみがうら市民は利用できない状況になります。

さらには、前の議員の方からも説明がありましたが、通夜と葬式料金の差が14万円高いという額になっておりますが、これでは事実上使えないことと同じことでもあります。今までは使えたのに、市民からすれば、何のために組合員なのか、何のために税金を負担しているのかという声が上がると思います。

そこで、これらを解消するために、市民の要望に応じて、これからでも石岡斎場に式場を増設する考えはありませんか。私といたしましては、市民のためにもぜひとも考え直していただきたいという気持ちでお伺いするものであります。

次に、4番目、職員退職に伴う組織体制について。

平成25年の退職者数は36名と聞いていますが、最初に、58以上の職員に対して東北派遣を持ちかけ、言うことを聞かなければやめてもらおうと平成25年12月21日の新聞報道でされておりますが、これは事実でしょうか、市長にお伺いいたします。

以上、第1回目の質問をいたします。よろしく答弁のほうお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

岡崎議員の質問にお答えいたします。

1点目の千代田地区の学校統合については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、市町村合併についてお答えいたします。

市町村の合併については、施政方針の中でも申し上げたように、これからの時代に向けて、経済や教育、福祉の分野において他の自治体に負けない高い自治能力を備えていく必要があり、その手段として最も有効なのが県南政令都市の実現であると考えております。

その中で、かすみがうら市の地域の価値を高めるために、土浦市の行政能力の高さやつくば市の国際性、先進性などを本地域にも取り込みながら、関係市とともに共通課題の解決につなげてまいりたいと考えております。また、霞ヶ浦の水辺環境や筑波山系の里山環境に代表される自然環境など、土浦市やつくば市などと共通する地域資源を一体的に保全、活用していくことで、本市の優位性も保ちながら、観光の進行や地域の活性化につなげられると考えております。

このような観点から、県南政令都市として都市機能を集約することは、行政体として能力が強化され、地域力の向上や市民生活のあらゆる場面にメリットが及ぶものと期待をしているところであります。

また、県南地域における市民の機運醸成についてのご質問をいただきましたが、私自身これまで、機会あるごとに県南地域の合併の必要性を訴えてまいりました。このようなアクションを経て、つくば市・土浦市の合併勉強会の設置という報道がなされたことで、地域住民の関心は一気に高まったものと考えております。

今後も、勉強会に参加しながら、また、このような議会の場でも議論を行いながら、私の考えについて情報発信を続けてまいりますので、市民の皆様にもこうした動きを注視していただきたいと考えております。

そして、市民が主役のまちづくりという私の信条に基づき、最終的には住民投票という手法により、市民の皆様のお考えを集約したいと考えております。

3点目、石岡地方斎場建設の進捗状況と問題点についてお答えいたします。

矢口議員、山内議員、中根議員の答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

かすみがうら市の斎場の利用につきましては、霞ヶ浦地区の方が行方市にある霞ヶ浦聖苑、千代田地区の方が石岡市にある石岡地方斎場となり、2カ所の斎場を利用しているわけであり、霞ヶ浦地区の方が利用している霞ヶ浦聖苑につきましては、式場の整備がされておられません。このようなことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡を図ることも必要であります。

先ほども申し上げましたが、私は以前から、民間にできることは民間で、地方にできることは地方にという観点から行政改革を進めているところであり、税金を使つての式場の建設が民間経済活動への圧迫となることを避けなければならないと私は思っております。

これらのことから、本市は式場の建設には参加を見合わせた結果、2市で式場整備を行い、石岡市と小美玉市のほうは式場使用料が1回3万円となり、本市のほうは10万円となっております。本市の利用者の方には、石岡市と小美玉市と比べ7万円費用負担が増になりますが、斎場建設計画の見直しで約1億4000万円もの負担減をしたことは、私が行った行政改革の一つであり、この料金設定につきましてはご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、現在のところ、私は、式場の建設費分を本市から支出することや斎場利用の補助金を創設する考えはございません。

4点目、職員の退職に伴う組織体制等についてお答えいたします。

まず、職員の退職による組織体制につきましては、小座野議員さんや小松崎議員さんのご質問にもお答えしましたように、当初から定年退職者数と勸奨退職をある程度想定して、市長公室や総務部という管理部門の縮小を中心に見直しを検討してきたものであり、特に市民対応部門など、市民生活に支障がないよう十分に配慮して組織機構の見直しを行うものであります。

また、退職予定者数36人に対して、新規採用12人、再任用2人、退職者の嘱託採用8人を予定しておりますので、実質的には14人の減員となる見込みです。そのほかにも、臨時的で補助的な業務などに関しては、引き続き臨時職員の制度も活用することとしております。

次に、職員の退職に伴う財政面での影響であります。今年度末に退職を予定している職員の人件費を試算しますと、定年退職者分で約1億円、勸奨退職者分で約2億5000万円、総額が約3億5000万円となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

岡崎議員のご質問の1点目、千代田地区の学校統合についてお答えいたします。

まず、1番、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の策定経過についてお答えをいたします。

策定に当たりましては、市学区審議会の答申を踏まえ、庁議等において素案を作成し、区長、保護者を対象として小学校区単位で意見交換会を開催いたしました。ここで出された意見を反映して計画案を作成し、中学校区単位で地域説明会を開催いたしました。これらの経過は、庁議等の庁内会議、定例教育委員会に報告し、意見をいただいております。そして、平成25年1月24日に開催された1月定例教育委員会で、計画案を適当と認める意見が議決され、翌25日に市長に意見書を提出いたしました。これを受けて、2月8日の文教厚生委員会、2月19日の全員協議会で計画案を説明させていただき、ご意見を頂戴しましたので、そのご意見を反映し、修正を加えて、3月1日の第12回庁議で意思決定を行い、同14日付で決定したものでございます。

次に、2番、霞ヶ浦中学校につきましては、平成26年4月に開校予定でありまして、小中学校適正規模化実施計画どおりに実施できるものと考えております。

しかし、千代田地区の小学校、志筑、新治、七会、上佐谷小学校の統合につきましては、統合そのものには意見が一致しておりますが、ご案内のとおり、新しい学校の位置をめぐって、計画どおりには進んでおりません。

次に、3番、平成25年度施政方針と学校統合についてお答えをいたします。

施政方針の中で、要約しますと、学校統合は小中学校適正規模化実施計画に基づき実施する所存であり、施設設備にかかわる設計に着手すると述べられておりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

答弁漏れがあると思うんですが、このアンケート、これは誰がどのような方法でやったのか、その辺をちょっと答弁願いたいと思いますが。アンケート、これ私のほうで、学校の位置のアンケートがされておりますけれども、このアンケート、誰がどのような決定において、何のために実施したのか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

漏れてしまいまして、大変失礼をいたしました。

7月23日に第2回の統合委員会がございまして、そのときに、統合委員会から志筑小学校ではなくて千代田中学校の敷地にというご意見が出まして、市長の提案もありまして、そこで、では、これはアンケートをとったほうがいだろうと、その各地区の意見を聞きましょうということで、11月15日の第3回のときに2案を示して、そして、それをもとに、各地区に持ち帰っていただいて、区長さんを中心に意見を集約したということでございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

もう1点抜けているんですけども、もう1点は、千代田地区の一貫校を突然提唱したのは誰なのか。これもどういうふうな手順で決定したのか、この辺もちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

計画の当初におきましては、かすみがうら市では、施設を一体にするということは場所的に不可能でありました、志筑小学校につくった場合には。そのときには、施設分離型の小中連携を強化していくよというような考え方でおりましたが、もし、千代田中学校に併設となった場合には、一体型の小中一貫教育が実施できるわけですから、連携型とは違った特色ある小中一貫教育ができると、それを進めるという考えを示したということで、それは私でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

ただいまの答弁、わかりました。

また、アンケートについては、市長の提案ということで実施したということでもありますね。

それから、千代田中の一貫校については、教育長のほうからそういう提案をしたということで、理解をいたします。

この実施計画であります、この実施計画については十分検討していただきたいというふうに思いますし、策定した実施計画でありますので、後になってから変わってきていることは、統合

ばかりでなくて、全て計画が、計画によって市が混乱するというふうに思いますので、そのようなことがないように計画を策定いただきたいというふうに私から提言いたします。

それから、市町村合併につきましては、市長からいろいろ話ありましたが、大変市長は前向きな考えで合併を行っておりますけれども、合併については、市民の意見とか、あるいは議会のほうともよく協議して進めていくべきではないかというふうに思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、石岡斎場の問題であります、これは前の議員のときにも答弁がありましたけれども、市長の独断で市民のことも考えずに、式場の建設はしないということは大変わかりました。今現在の式場も古くて狭いため使用はしてありませんが、新しくなれば、そういう使う方が多くなるというふうに思いますが、大変残念であります。これも、以上で質問を終わります。

それから、4番目の職員の退職に伴う組織体制について、第2回目の質問をさせていただきます。

具体的に質問いたしますが、さらに、市長は、職員数が20人多いと言っておられるそうですが、どの課が何人多いのか、具体的に説明を求めます。当然、その根拠もあわせて説明をお願いしたいと思います。

また、これまで多くの退職者が発生した、ただいま人件費が3億5000万と言っていましたけれども、その財源はどこに充てたのか、説明を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員人件費の問題は、私も前回市長選挙において、人件費等の削減、行財政改革を徹底してやるということで進めてまいった経過がございます。そういう中で、かすみがうら市の職員数を見ますと、まだまだ合併による2つの町が合わさったままで、職員数が非常に多いままで、なかなか削減が進んでいなかったという経過がございます。

職員数につきましては、ほぼ同じような4万から五、六万程度の市で比較しますと、職員数はまだまだかすみがうら市の場合は削減できると考えております。さらには、いわゆる民間活用とか、今は、市民部の窓口、あるいは国保年金の賦課等についても、もう民間の会社がやれるような時代になってまいりました。そういうことを考えると、まだまだいわゆる職員数の削減についても進められるのではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

その削減した人件費はどこへ充てているのか、その辺も答弁願ひたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新年度、26年度の当初予算比で見ますと、人件費総額で、私が就任したときの人件費から比べると、多分6億円から6億5000万円の削減になっているのではないかと思います。これがどこへ

どういう形で色がついていったかということは、これはありません。いわゆる行財政改革は、補助金削減、あるいは事務事業の縮小、そういったことで徹底的に進めていますが、その中でも膨らんでくる事務事業というのがあるわけでありまして。それから、職員のベースアップも当然ありますから、いわゆるお金に色はついておりませんので、総額の172億の、26年度予算でいえば172億余の予算の中に散らばっていると、そういうふうと考えていただければよろしいかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。

人件費も限りがありますけれども、先ほど、市長が申しました削減であります、まだまだ多いということでもありますけれども、私が言った20名が多いというのは、どの課が何人くらい多いのか、その辺も具体的に、あるいは、減らすのであれば、ちゃんと計画をして減らすのではないかなというふうに思うんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは切りがありませんので、例えば、市民部をじゃ民間委託すると、さらに市民部門を下げられます。さらには、一部指定管理者なんかもやって、職員を減らしております。どんどん職員の削減については切りがありませんので、絶えずデータを見ながら、何の仕事に何人行っているというのを精査しながら、進めているところでございます。

もうとにかく究極の削減をやっていこうと思えますし、どうしても一時的にどんどん急激な削減でありますから、先般の副市長の答弁にもありましたけれども、茨城県内きっての削減率でありますから、どうしてもひずみも出るかと思えます。そういったひずみが出る部分については、年度途中であっても総務部に臨時職員枠としてある程度プールして、予算をプールしておきます。それで、臨機応変的に対応できるように職員配置をしていきたいと、こういうふう考えております。

いずれにしても、市民サービスの低下を招くことのないように鋭意努力してまいります。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

はい、わかりました。

市長はこれまでも、職員が多いとして、一昨年からは58以上の管理職部課長の降格、そして、それらが引き金となって、やむなく退職を選んでいった者もおります。その上、さらにことしは、この中から好きなところを選べと、突然に派遣を詰め寄ったとのことであります。このように、行き先も定かでない派遣要請こそが人事権の乱用ではありませんか。そして、追い打ちをかけるように、言うことを聞かなければみずから身を処すべきだと。そして、職員はやむなくやめざるを得ない事態に陥ったと聞いております。

職員にも個人的人権はありますし、また、個人を尊重する必要もあります。それぞれ、おのお

の家庭にも個人的な事情があり、また、体調不良の方もいると思います。生活設計の変化に悩む者もいるでしょう。例を挙げれば切りがありません。それでも、職員は苦渋の選択として早期退職を決断したのではないかというふうに思います。

また、1年で部課長がかわり、業務に支障がないわけではないと思います。私の経験からしても、職員はある程度腰を据えて仕事をしなければ、新しいことや大きな事業を達成することはできないというふうに思います。

また、市長に対して少しでも意見を言えば、意見が合わないとしていつでも異動します。これでは意見も言えないし、落ちついて仕事もできない状況にあります。

今回、機構改革を行うそうではありますが、どのような機構改革をしても、業務量は減るどころか、権限移譲や多様な市民のニーズ等により業務量は増すばかりであり、そして、職員の過重な負担は増加するばかりであります。これでは、当たり前の業務さえ適切な対応をすることはできないというふうに思います。その結果、12月議会の消費税の議案の出し直しのような事態が発生してしまうのではないかと。

行政ならば、類似団体と比較して、その上でかすみがうら市の特徴を踏まえ、職員数のあり方、昨日副市長からもお話がありましたけれども、そういうあり方を唱えるべきであります。市長の私的な見解で職員数を削減することしか考えられません。我々は、一度も理にかなった説明を受けたこともなく、資料もいただいておりません。

端的に言うならば、根拠なき財政破綻のため、リストラを強行して財政を浮かし、そして、その財源をばらまき政策に充てるのでしょうか。

しかし、それでも大きな問題があります。その財源は、単年度事業であれば一時的にはしのげますが、継続事業となれば、次年度以降の対策はできません。そうすると、再び、来年も東北派遣や人件費の削減を行い、財源の確保をするのでしょうか。それでは、まずは実施、それから財布の中を確認して、足りないぞ、リストラだということになってしまいます。そんなことをしていたら、職員の機能はしなくなるというふうに思います。

私が言いたいことは、人件費という財源を削り事業費に充てるということは、限りがあるということでもあります。一時的な財源確保で継続できる事業はあり得ないということでもあります。

また、市長は、プラチナタウン構想として、都市部のお年寄りを受け入れるとのことではありますが、片や、楽しみにしている敬老祝い金を廃止して、地元のお年寄りを粗末にしておりませんか。市長が推進しようとしているのは、サービスつきの高齢者向けの住宅ではないのでしょうか。これは住所地特例対象施設ではないと思います。

このため、平成25年12月24日に、NHKで「岐路に立つ自治体”高齢者移住”分かれる対応」が放映されました。内容を申し上げますと、かすみがうら市ではサービスつき高齢者向け住宅を進めようとしているが、反対に、つくば市は高齢者向け住宅を制限したとのことでもあります。その理由は、介護者、高齢者が1年余りで1,000人ふえるため、その結果、市民1人当たりの年間5,400円の介護保険料の増額が必要と試算され、つくば市では、サービスつき高齢者向け住宅の設計計画を受け入れなかったとのことでもあります。

そして、このようなサービスつきの高齢者向けの住宅が増加すれば、当然、アクセス道路や上下水道や環境整備などは全て市が負担することになります。そして、追い打ちをかけるように、

介護保険料だけが增加して、その結果、市民は多く負担を強いられることになるのであります。これでは、ますます市の財政が逼迫することになります。だからといって、職員の人件費を財源としても限度があると思います。

要するに、市の負担が増加するような政策ばかりで、税収の上がる優良企業の誘致や多くの人が集まる施設、農産物のブランド化など、小さな市でも経済力のある魅力ある市をつくろうとはしないのでしょうか。

最後に、市長にお聞きしますが、魅力あるまちづくりに対する考え方を伺って、この質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

岡崎議員さんの職員時代、岡崎議員は元職員ということで、本当によき時代の職員をイメージして語っていると思います。

3年前の大震災ということで、とにかく日本が近年ほとんど記憶の中ではない未曾有の大災害に、こういう日本人の同胞がこういう災害に襲われたわけでありまして。そして、かすみがうら市は、昨年8月19日をもって、この議場もこんなに立派に修復することができました。そして、そうしたら、次はこの仲間を助けることではないでしょうか。私はそう思っていたところに、ちょうど昨年8月に、県庁に被災地から6名の、東北3県から6名の視察団が来まして、支援要請があったわけです。その先はいろいろ情報があると思いますが、そういう中で、今回特に用地関係が足りないということで、高齢者の職員で役職を離れるベテランの人を送ろうと、そういうことで当初考えたわけでございます。

そういった中で、いろいろ新聞報道等でも誤解されておりますが、私は、原点に返ってやはり同胞を助けるという、そういう原点に戻るべきではないかという思いで、今、被災地派遣に、今回は結果的には3名の職員を送ることになりました。

ちょっと話がそれましたが、あと、プラチナタウン構想についてであります。これは、私が考えるプラチナタウン構想というのは、いわゆる高齢者福祉産業というのは、一つの日本にとっての今後の大きい成長産業です。そういう捉え方をしております。そして、東京の高齢者、これはもう行き場がないわけです、今現在。これも同胞であります。そういった人たちをかすみがうら市が受け入れることによって、かすみがうら市の産業としても私は、もちろん人助けにもなりますが、それがかすみがうら市の産業の活性化にもつながっていく、雇用の増大にもつながっていきます。そういったことを考えたときには、やはりどういう形で東京の高齢者を受け入れるか。来年度はそういう基本構想づくりをしていきたいと考えておりますが、かすみがうら市の介護保険の負担にならないような、つくばが心配しているような介護保険の負担にならないような仕組みづくりを考えていく。そういうのがプラチナタウン構想であります。かすみがうら市の活性化であります。もちろん、地域の農業の活性化なんかも大事であります。そして、プラチナタウンもその農業の活性化に関係ないわけではありません。いろいろな形で産業は回っていきますから、産業の活性化にも、経済の活性化、地域の活性化にもつながっていくと、そういうふうに考えて

おりますので、ぜひとも議員諸侯のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変よくわかりました。

限りある財源でありますし、財源の確保というのは大切だというふうに思います。将来を見据えた健全なかすみがうら市とするために、よく市長に考えていただきたいというふうに要望して、以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

なお、この後、議会運営委員会を開催していただくようお願いをいたします。

また、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時08分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

1月24日から始まった通常国会は、秘密保護法廃止と沖縄新基地建設反対で国民の大反撃が開始されるもとの国会となりました。あらゆる分野で、安倍政権の暴走と発展しつつある国民の戦いが激突する国会となっております。安倍政権がことし進めようとしているどの問題をとっても、国民多数の民意に背くものにほかなりません。消費税の増税、社会保障の切り捨て、雇用のルール破壊、原発の再稼働、名護市辺野古への新基地建設の押しつけ、TPPの推進、集团的自衛権、憲法9条改定など、どの問題をとっても国民多数の声に逆らうものにほかなりません。日本共産党は、安倍政権の暴走のあらゆる問題に正面から対決し、国民の立場に立った対案を示し、国民との協働を広げて政治を動かす「対決・対案・協働」の立場で、国会でも地方議会においても頑張る決意でございます。

宮嶋市長も任期は残すところ5カ月となりました。私はこれまで、宮嶋市政に対して「住民が主人公」「住民の暮らしといのちを守る」立場で活動してまいりました。今回は、その立場から一般質問を行います。

1、被災地東北3県への市職員派遣について伺います。

昨年12月21日、朝日新聞に「東北派遣に5部長辞める」との記事が掲載されました。私は、この記事を受けて、市長にその真意をたざしたところ、市長は、管理職からいづれ一兵卒であるよ

りも、派遣先で経験を生かしたほうがいい。派遣した市職員の人件費は国が負担する。その分の人件費を若い職員の採用に回せると述べ、全然問題ないとの態度でした。同月の24日、私は、総務省自治行政局公務員課に問い合わせをいたしました。被災地支援はあくまで善意であり、強制するものではないと強調しておりました。

そこで、質問です。

1、聞き取りしたところによりますと、58歳以上の職員を対象にした被災地東北3県への市職員の派遣は、市長の任命権を用いた強要が実態と思われませんか。昨年の58歳以上の管理職を置かないという市長方針に引き続くリストラ策ではないでしょうか。

2つ目に、部長級5人が今年度末で勸奨退職するということですが、そのほかに25名近い職員も勸奨退職する事態になっております。結果的に大量の退職者を出したことについてどう考えているのでしょうか。

3つ目に、当市において、職員派遣はいつまで続けるのかであります。

4つ目が、被災地市町村の職員不足は深刻であります。当市の職員も行財政改革による人員削減で業務が激増していると聞きます。さらに人員が減ることになれば、住民サービスの低下は避けられないと考えますが、今後の行政運営についてどう考えているか。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

2、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について伺います。

未曾有の大災害となりました東日本大震災からまもなく3年が経過します。この大震災による東電福島第一原発事故は、原発に対する国民の認識を大きく変え、原発ゼロの日本は多くの国民の切実な願いになっております。

そこで、質問であります。東海第二原発再稼働の動きについて伺います。

震災後、運転を停止している東海第二原子力発電所について、事業者の原電、日本原子力発電は、原発の安全性を確認する国の安全審査を申請する前に、内容を説明するとした覚書を立地や周辺の11市町村と交わすとの報道がありまして、3月5日にはその覚書が締結されました。原電は、締結後、市町村に説明した上で運転再開を目指して、今月中にも安全審査を申請したい考えだと言われております。これは明らかに東海第二原発の再稼働を目的にしていると思いますが、市長の見解を求めます。

2つ目に、きめ細かい放射線測定の継続について伺います。

一度降った放射能は消えることはありません。今は、主に雨によって低いところに流され、土壌に吸着、濃縮し、蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわかりません。放射線被曝は、少量であっても将来発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全だという敷居値はなく、少なければ少ないほどがよいというのが放射線防護の大原則であります。その観点から、放射線の感受性が高い子どもの健康を守るための取り組みを継続していくことが必要です。市当局の今後の放射線対策について答弁を求めます。

3つ目に、健康調査（診断）の継続について伺います。

今回の原発事故によって飛散した放射性物質はセシウムとヨウ素が主体であり、プルトニウムやストロンチウムは微量ですが、問題は、多くの子どもたちが放射性ヨウ素を多量に吸ってしま

ったことだと言われております。まだ3年たたないにもかかわらず、福島県では、既に約60名の甲状腺がん患者が出ているとの情報もあります。引き続き放射性物質による健康調査が必要であります。

市長は施政方針で、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査を継続すると述べました。その具体的な内容について答弁を求めます。

4つ目に、東電の損害賠償の現状と除染費用について伺います。

原発事故による損害は甚大であります。東電は全面的な損害賠償を拒否しており、加害者責任を果たそうとしておりません。特に除染費用については、支払いに応じる姿勢を見せていないとの報道もあります。

当市における農水産や営業にかかわる損害賠償の現況と、除染費用の請求とその結果について報告を求めます。

5番目に、霞ヶ浦の放射能汚染対策について伺います。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め、140万人が利用する命の水であります。特に、漁業者及び加工業者の営業に深刻な打撃を与えております。茨城県は国に対して、河川等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改定するように要請しているとのことですが、環境省は、要望として聞きおくだけの対応でしかありません。市長は、第一義的には、それぞれの管理者である国及び県が主体的に考え、独自の手段をもって進められるべきものとしておりますが、これでは霞ヶ浦の放射能汚染対策は遅々として進みません。

NPO法人アサザ基金は、1月14日、行政と市民が連帯して霞ヶ浦湖内の放射能汚染の実態調査と対策実施を進める要望を国交省霞ヶ浦河川事務所に行っております。当市も加盟している霞ヶ浦問題協議会でも、この同基金との協議の場を持ち、官民協働で汚染の実態把握に努めるべきだと思っておりますが、市長の答弁を求めます。

3つ目、総合的な子育て支援について伺います。

第1に、さくら保育所の維持継続の期間について伺います。

市立さくら保育所父母の会は、12月26日、市長に対して、市立さくら保育所の維持継続を求める要望書を提出し、継続期間については5年もしくはそれ以上を求めています。これに対して、市長はさきの定例会での一般質問で、1年程度延長で考えていると答弁いたしました。父母の会の5年と市長の1年では大変な隔たりがあります。来年度4月からのさくら保育所の入所状況の報告と、市長の考えを改めて伺います。

2番目に、中学校卒業までの医療費完全無料化と高校生までの拡大へ向けた取り組みについて伺います。

茨城県は、小児医療費助成（マル福）を入院、外来とも小学校6年、入院は中学校3年まで拡充する来年度予算案を提案いたしました。

当市は中学校卒まで無料化を実施しておりますが、所得制限があります。県の助成拡大で完全無料化の道は開かれたと思っております。さらに一歩進めて、高校生までの拡大をすることも必要であります。答弁を求めます。

3つ目に、就学援助制度の積極的活用についての質問であります。

就学援助の準要保護の認定に際して、政令で、民生委員に対して助言を求めることができると

の規定がありました。ただ、できる規定のため、実施していない自治体もありました。その後、05年3月の法改正で法第2条第2号が削除され、それに伴い、政令も削除されました。したがって、民生委員の関与は必要ありません。一昨年の調査で、就学援助適用率が比較的高い自治体は、民生委員の関与を義務づけしていないことも1つに挙げております。法的根拠のない民生委員の関与はやめるべきであります。答弁を求めます。

4、国民健康保険についてであります。

当市の国民健康保険税は大変高く、4人家族で夫婦が40歳から64歳、子どもが2人の場合、年間所得が100万円、この場合、固定資産税を5万円と仮定するわけではありますが、これで16万2100円、200万円だと34万3100円にもなります。高過ぎて、払いたくても払えない世帯がふえております。

そこで、質問であります。

国民健康保険被保険者証のとめ置きについて伺います。

当市は、次年度の国保被保険者証、これは短期も含めますが、国保加入者の全世帯に対して3月中旬に簡易書留で郵送しているとしていますが、事実上保険証を持たない方は現在どれだけいるのでしょうか。その件数と経過、対策について伺います。

2つ目に、短期保険証の期間について伺います。

通常の被保険者証の有効期限は1年ですが、当市では、滞納者に対して6カ月、または1カ月を有効期限とする短期被保険者証を発行しております。その件数は何件でしょうか。

また、1カ月は余りにも短か過ぎるとの切実な声が寄せられておりますが、期間の延長はできないのでしょうか。答弁を求めます。

5番目、向原土地区画整理事業について伺います。

向原土地区画整理組合事業は、平成4年12月、組合が設立され、組合員数67人で地積10.6ヘクタールで始まりましたが、仮換地案が出た段階で地権者から大量の組合脱会届が出されて、事業が頓挫。平成15年、縮小変更され、組合員17名、実質14名ですが、地積6ヘクタールで事業が再開されました。縮小された事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もなく、袋小路の状況で、公共性が担保されていない一民間の宅地開発事業と同じであり、ただ方式が組合というだけであります。

これまで、市当局は、土地区画整理事業の目的が健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資するとあり、組合施行であっても公共性、公益性が高いと主張をしてまいりました。しかし、健全な市街地とは、いわば道路がしっかり入った整然とした街区の市街地のことを言います。さきの12月議会では、市長も、通常の区画整理事業とは形が違っていると認識せざるを得ない。幹線道路が確保されていない状況から、正常な市街地開発とは言えないとの見解を述べました。

そこで、質問であります。

まず、1つ、組合事業に対する市当局の異常な介入と組合側の問題について伺います。

この事業は当初から、組合施行と言いながら、旧千代田町当局が事実上組合を仕切って進めてまいりました。そして、一部組合員の声を無視して、町当局は調整池の工事を強行しました。これを強引に進めたのが鈴木前市長であります。本来、組合施行による区画整理事業は民間の宅地開発事業であり、自治体は直接かかわりません。そういう意味で、旧千代田町当局は異常であり

ます。旧千代田町は、長い間、官製談合が続いていました。区画整理事業といっても、宅地開発事業という土木工事であります。当然、この事業も官製談合の構図の一つだったと考えます。

私は、平成15年2月に当時の千代田町町会議員に当選して以来、この事業について一般質問を継続して行い、利権構造の一端を明らかにしてきました。一方、組合側は、実務を市当局に全面的に委託。しかし、造成工事が完了するや否や、一部組合員は破格の値段で仮換地を販売するという組合員としてはあるまじき行為が公然と行われ、その結果、保留地販売を一層困難にした経過も明らかにしてまいりました。

市当局が主張する技術的支援を超える組合事業への異常なまでの介入と組合側の問題について、改めて市長の見解を求めます。

2番目に、損失補償について、さらなる税金投入について伺います。

向原土地区画整理組合の借入金にかかわる損失補償について、改めて確認をいたします。損失補償をしなければならない事態とはどのようなことを言うのでしょうか。既に、6ヘクタールの事業に6億7556万円もの公金が投入されております。さらに、組合側が要請している1億4699万円の追加支援となれば、合計で8億2255万円となります。1ヘクタール当たり1億3709万円です。市長の見解を求めます。

水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い原因は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

そこで、質問です。

1つ、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて伺います。

県のいばらき水のマスタープラン、長期水需要計画はたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画の実態との乖離は解消されておられません。当市においても、過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでいます。当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきであります。市長は、受水量の計画変更をお願いしたとしていますが、具体的な数値を示したのでしょうか、答弁を求めます。

2番目に、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性について伺います。

国交省関東地方整備局は、1月8日、八ッ場ダム本体工事の入札公告を発表しました。8月6日に開札して工事業者を決め、本体工事を始めるというもので、工期を2018年10月1日までとしております。一方、霞ヶ浦導水事業は検証の真っ最中であり、特に、導水事業は県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押しつけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、水源開発は必要ないと考えますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目、被災地東北3県への市職員派遣についてお答えいたします、

まず、1番、58歳以上の職員を対象にした派遣の強要はリストラ策でないかのご質問についてお答えいたします。

被災地である東北3県への職員派遣につきましては、東北3県から昨年8月末に、茨城県市長会に派遣要請がありました。被災地では1,500名もの職員が不足しているという実態を知り、本市での災害復旧も一段落をしたことから、少しでも被災地の復興のお手伝いをできればということで、職員の派遣を検討してまいりました。

58歳以上の職員を対象にした件につきましては、職員の採用を抑制してきた経過から、若手職員の派遣が難しいということもあり、経験豊かな職員を派遣し、被災地に貢献できればという観点から派遣を予定したもので、リストラ策として検討したものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2番、大量の勸奨退職者を出したことにつきましては、勸奨退職者は25名の見込みであります。それぞれ職員の都合により勸奨退職されるということで理解をしているところであります。

次に、3番、派遣はいつまで続けるのかというご質問であります。少しでも被災地の復興のお手伝いをできればということから、被災地において派遣の必要性がある間は続けたいと考えております。

次に、4番、今後の行政運営についてでございますが、ご指摘のように、年々職員数が減少していることは事実であり、職員の配置については、住民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、業務委託を進めるなど、業務の見直しにより対応してまいりたいと考えております。

2点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてお答えいたします。

最初に、1番、東海第二原発の再稼働の動きについてお答えいたします。

東海第二原子力発電所は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失されました。直後に非常用ディーゼル発電機3台が自動起動し、原子炉の冷却を開始いたしました。その後の津波の影響で、非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ1台が使用できなくなり、残る2台で原子炉の冷却を実施しました。3月12日に電源車3台が到着、3月13日には外部電源が復旧し、3月15日に原子炉温度摂氏100度未満の冷温停止状態となっております。その後、5月には定期点検に入り、現在に至っている状況であると認識しております。

本市におきましては、今回の大地震による福島第一原子力発電所事故を受け、平成25年3月28日に、豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えていくため、平和に関する諸問題に対して市としての決意を表明する非核脱原発平和都市宣言を行いました。

この都市宣言の趣旨としましては、核兵器の速やかな廃絶を願い、また、福島第一原子力発電所事故の教訓から、原発にかわる再生可能エネルギーが創出されることを期待し、本市の豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えるとともに、世界の恒久平和を願うものとなっております。

この都市宣言のとおり、本市は、原子力発電にかわる再生可能エネルギーが創出されるということを目指しており、脱原発の社会を願うという立場であり、私としましても、浜岡原発、東海

第二原発の再稼働には反対するものであります。

次に、2番、きめ細かい放射能測定の継続については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3番、健康調査の継続については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4番、東電の損害賠償の現況と除染費用については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5番、霞ヶ浦の放射能汚染対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、総合的な子育て支援についてお答えいたします。

まず、1番、さくら保育所の維持継続期間についてお答えいたします。

さくら保育所の維持継続については、昨年11月29日に提出されました父母の会からの要望を真摯に受けとめ、今後のさくら保育所の入所状況及び新設保育園の定着を踏まえ、対応してまいりたいと考えておりますが、期間については、おおむね平成26年度の1年間を考えております。

次に、2番、中学校卒業までの医療費完全無料化実施と高校生までの拡大へ向けた取り組みについてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、小学3年生までであったものを中学3年生までに対象年齢を拡大し、あわせて所得制限の撤廃により、全員が等しく恩恵を受けられるよう条例の改正をお願いしたところ、対象年齢は拡大されましたが、所得制限については撤廃しないという修正が加えられ議決され、昨年1月1日から施行している状況でございます。

医療費完全無料化と高校生までの拡大の実施については、この制度が議会の意向として改正されたものであり、改正されてからまだ間もないことから、しばらくの間は状況を見てまいりたいと考えております。

次に、3番、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の国民健康保険については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、向原土地区画整理事業についてお答えいたします。

まず、1番、組合事業に対する市当局の異常な介入と組合側問題点についてお答えいたします。過去の定例会における答弁と重複しますが、本事業は、組合施行事業として技術的支援の要求もあったことを踏まえ、組合単独での運営は困難であると判断、さらに、当時の町は平成4年当時に公共性の高い事業として位置づけしたことから、当初より技術的支援を行っていたものであります。その後、20年が経過し、鈴木元市長のかかわりを含め、当時の技術的支援を超えた介入の内容や深さ、頻度等には不明確な部分が多く、答弁ができないところであります。

また、組合の問題として、組合員が仮換地を先行販売したことについて、ご指摘のとおり、少なからず保留地販売への影響はあったのではないかと理解をしております。

次に、2番、損失補償について、税金投入の問題を問うについてお答えいたします。

私はできるだけ早い解散を事務局に示し、事務局は解散に至るまでのプロセスを見出し、特に、当面する損失補償に関する市の負担行為が期限を迎える本年3月31日を最終局面と考え、組合に

助言してまいりましたが、組合による自発的な努力は見られず、資金計画はめどが立たず、最終的に市への助成要望に至ったかと思えます。

これらを踏まえ、質問の損失補償をしなければならない事態について、私は、平成15年度当時に損失補償を計上したときの答弁や当時の組合役員に説明しているように、単に債務が弁済を受ける時期が到来したからといって債務を保証するものではなく、債務者である組合や連帯保証人が破産、もしくはそれと同等な事態に陥った場合には損失補償が必要でないかという、当時と変わらない見解であります。

また、助成については、先般請願書が採択されたところですが、今後、賦課金の徴収や歳出を抑えるなど組合の自発的な資金計画への自助努力により、早期に最終要望金額が確定されてから判断したいと考えます。

なお、そのときは、議員の総意も条件の一つとして不可欠だと考えております。

6点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の2点目2番、きめ細かい放射線測定の継続についてお答えいたします。

本市ではこれまで、市民の不安の払拭を図るため、市内及び市内公共施設の放射線測定、給食の放射性物質測定、食品等の放射性物質測定、市内小中学校、保育所につきましては、放射線量測定マップやホットスポットの放射線測定などを実施し、その結果を公表してまいりました。また、昨年9月には、これらをまとめましたかすみがうら市放射線対策の概要を中間報告として公表をさせていただきました。

今後とも、引き続き測定を実施し、その結果を公表することにより、市民の皆さんへの安心の提供に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、2点目4番、東電の損害賠償の現況についてお答えいたします。

東京電力株式会社への市の放射線対策費用の請求につきましては、放射線対策本部、下水道課、水道課分を含めまして、2月21日現在、合計2905万2677円となっており、このうち1938万8999円の支払いを受けております。

これまで賠償の対象となった経費につきましては、上下水道等に関する経費、学校給食等の検査経費、学校等屋外プール水質検査経費、空間放射線測定経費などがありますが、除染関連経費につきましては現時点で賠償の対象とはされておりませんが、引き続き請求をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

佐藤議員さんの2点目3番目の健康調査の継続についてというご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、原発事故由来放射性物質による健康影響検査費助成事業につきましては、平成25年度の単年度事業として甲状腺エコー検査、または、ホールボディカウンター検査、いわゆる内部被曝の検査になります。その検査費用の2分の1を助成として実施をしてきました。これまで8名の方が検査を受けてきております。この実績を踏まえ、平成26年度も当初予算の中で20万円、10人分を予算計上させていただいたところです。

また、この助成事業の継続実施に当たりましては、市民への周知といたしまして、広報紙なりホームページ等を活用しながら、広く周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3点目3番の総合的な子育て支援のうち、26年4月からのさくら保育所の入所状況につきましてお答えをいたします。

平成25年度末の入所児童数200名に対しまして、3月1日現時点でございますが、159名の入所の予定でございます。前年対比20.5%の減という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

2点目5番の霞ヶ浦の放射能汚染対策について、国・県・市町村を挙げた取り組みのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、これまで、平成23年度から環境省と茨城県が霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリングを行っており、全体の現状といたしましては、霞ヶ浦、河川とも横ばいの状況となっております。現在におかれましても、季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施しているところで、今後も継続して調査する予定となっております。

市といたしましても、引き続き県政に対しモニタリング調査の継続及び除染対策の実施について要望を行い、国・県や他自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の3点目3番、就学援助制度の認定に際しての民生委員の意見についてお答えいたします。

民生委員につきましては、地域の中で支援を必要とする方に対する相談や支援をされており、その所見については、就学支援の判定を行う上で非常に有用なものであると考えております。また、職業や収入、家族構成の急変など、当該年度における申請者の事情を把握する上でも必要と考えております。

このようなことから、新規の申請時、小中学校への入学時を基本に、既に認定した家庭の場合には民生委員の意見を省略するなど、負担に考慮しながら取り組んでおりますので、ご理解を賜

りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目の国保証のとめ置き及び短期保険証の期間延長についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険証の未交付の状況につきましては、平成25年度も例年どおり3月下旬に国民健康保険証を簡易書留で郵送しましたが、不在等の理由によりまして、135世帯分が配達できずに未交付となっております。その後、現地調査等を行いまして、未交付の件数は減少しましたが、現在でも47世帯分が未交付となっておりますので、さらに継続して調査を進めてまいりたいと思います。

また、短期保険者証の交付につきましては、国保税の滞納がある方に、有効期間が6カ月と1カ月の保険者証を交付している状況でございます。短期保険者証の更新につきましては、納税相談において滞納している保険税の一部、または全部を納付していただいた場合に、保険者証を交付している状況でございます。

平成25年度当初の滞納者に対する短期保険者証交付世帯数は1,193世帯で、有効期間が6カ月のものが561世帯、1カ月のものが632世帯でございます。平成26年1月末現在で短期保険者証の更新手続を行わず、保険者証が発行されていない世帯数は281世帯で、有効期間6カ月のものが82世帯、有効期間の1カ月のものが199世帯となっております。

保険者証がない場合には、医療費負担が10割となってしまいますので、保険者証を持っていない滞納者の方には、速やかに納税相談を行っていただきますようお願いするものでございます。

なお、短期保険者証の期間延長についてでございますが、短期保険者証の発行は、保険料の滞納者に対しまして納税を促すための有効な手段でもありますので、有効期間を変更することは現在のところでは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問6点目1番、いばらき水のマスタープランと実施協定の見直し、当市の具体的な数値についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月、計画の目標年次を平成32年度として、茨城県長期水需要計画、いわゆるいばらき水のマスタープランが改正されました。この中の県全体の予測値と本市の平成24年度の決算における数値には開きがあると考えております。

県西広域水道、県中央水道それぞれに受水団体に組織する協議会がございます。この中で料金値下げの要望を行っております。県西用水につきましては、平成22年4月1日に基本料金1,950円が1,850円に100円値下げされました。県中央につきましては、値下げ要望を継続しているとこ

ろであります。

県におきまして、平成26年度は水道料金の見直しの年とされております。先月でございますが、受水団体に対しまして、見直しの結果、平成28年度までは現行料金を据え置くとの報告を受けております。今後も、協議会を通して料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

県中央からの受水量につきましては、現在、日量1,400立方メートルを霞ヶ浦浄水場で受水しております。県中央の現在の施設能力は、協定水量24万立方メートルのうち32.5%の7万8000立方メートルであります。本市の施設能力見合いの水量は2,178立方メートルとされているところであります。平成24年度から震災への対応として実施しております、霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水工事により、現在、霞ヶ浦地区から日量1,000立方メートルの試験送水を行っております。送水の継続には霞ヶ浦浄水場での安定的水源確保が必要でありますので、県中央からの受水を現行より日量700立方メートルふやして、施設見合い水量2,178立方メートルの内数である2,100立方メートルにしたいと考えております。これまでのところ、今後の水需要の伸びは余り見込めない状況にあると思われまますので、当分の間、県中央からの受水は日量2,100立方メートルを考えております。これからも、継続して、料金の値下げと協定水量の見直しを協議会を通して要望していきたいと考えております。

ハッ場ダム事業につきましては、国においてこれまで検証が行われてきたことから、完成予定年度が平成27年度から平成32年へ延長されております。工事が完成した場合には、水源管理費や減価償却費等が受水費に反映され、ダムの完成後は、管理費と減価償却費が合わせて約1500万円程度発生すると見込まれております。

霞ヶ浦導水事業につきましては、検証中であることから、完成は未定となっております。同じく、完成後は管理費と減価償却費が合わせて約4億円程度発生すると見込まれているところであります。

いずれも事業が完成し、事業を継続するための管理費とこれまでににかかった費用については、水道料金に転嫁されることになると思われまますが、今後も水道料金値下げを要望しながら、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

なお、再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

先ほどの佐藤議員さんの2点目、3番目の健康調査診断の継続についてのご質問の中で、検査にかかる助成額について、平成26年度の予算計上額を10人分の20万円と答弁をしましたが、正しくは20人分の10万円の予算計上額です。

ご訂正をお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、東北派遣の問題からお伺いしますが、市長は58歳以上を初めとして、職員を一人一人呼び出して面接された。そのときに、この36ページにわたる資料を出してここから選べと、期間を限って判断しろというふうに言ったというふうに聞いていますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと記憶が定かではありませんが、全員にやったかどうかはともかくとして、それと58歳以上と、こうこだわっていますけれども、全部58歳以上の方ではないので、いろいろな多年代にわたっておりますが、やった方もあるいはこれから選べと言った人もいるかもしれませんし、渡していない人もいるかもしれません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、これが36ページ、表裏こうありますよね。ここから選んで期限でやるということ自体が異常なんじゃないですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当初の用地要員ですね。特に必要だと思われた用地要員なんですが、用地要員については、用地関係の用地要員としての要請がある市町村が幾つかありますので、その中の市町村を選んでくれというような意味で多分言ったのかなと思います。その職種についてではなくて、いわゆる対象市町村を選べって言った可能性はあります。だけれども、みんなにそう言っているわけではないと、そういうふうに記憶しています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はベテランだと用地交渉が適当だというふうにおっしゃっています。あと土木技術だとかいっぱいありますよね。でも、これを市長が渡してここから選べっていうのは、これは余りにも

問題だというふうに思います。

もらっていない方、逆に私は市長の命令というか指示に従えないから、じゃ退職勧奨を受けますというふうにもらうのを断った人もいる、これは聞いています。本人から聞いているんですけどもね。こういう問題というのは、やはり市長が必要だと思っているから派遣をするんだと言ったでしょう。だったら、やっぱりある程度絞り込んでいくということも必要ではなかったかなというふうに思いますが、この手法についてはどう思われますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる派遣を必要としている箇所であるとか、そういう情報はむしろ知っていてももらったほうがいいと思いますので、何ら問題はないと思います。もともと公文書で来ているわけですから。市長会のほうから公文書で来ているものを本人に見せてあげたわけですから、何ら問題ないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何ら問題ないというふうな認識だということなんですけれども、いずれにしても、14日に市長にお会いして、かなりの大量の退職勧奨者が出たということがありまして申し入れをしました。その前にも市長と話ししたことありますが、そういうところで、やはり市長が派遣が有利となれば、経営者として当然考えると。国のほうが人件費を負担してくれるということになれば有利だというふうに言って、高給取りというかね、58歳高齢と言われる方が行ってもらえれば、その分、派遣すれば国が給与を払ってくれると、こんないい話はないというふうに言ったわけですよ。

私は本人の同意が欠かせないと、それでも無視してやるんですかというふうに、それ申し入れたんですが、市長はこれは本人の同意は必要がないよということで、全部聞いたら行きたくない。必要性があるからやるわけだから、その当たった職員には意に反することは間違いないと、それを承知でやる、これはしょうがないことだというふうにおっしゃったと思うんですよ。覚えてますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まずその高給、58歳以上の人は、もちろん58歳に限りませんが、高年齢になるほど高給であることは間違いありませんよね。それは、しかし2次的なことでありまして、本来はいわゆる日本人同胞として、被災3県を支援しよう。しかも、かすみがうら市は8月19日に一応区切りがついたわけですから、そこへ1,500名もの派遣要請が来たという、まずはそれが原点ですから。送り出すのが何か目的みたいになっていますけれども、全然そんなことはありません。まずは、被災地をどう支援していくかというのが第一なんです。私は今回、双葉町のいわゆる放棄された第一原発から、本当に見えるところまで行って、なおさら実感してきましたが、あの被災地の悲惨さといったらもう話になりません。不気味でまさに死の町って書いた、ブログに書いたんですが、

副市長からそれは幾ら何でも福島の人に失礼じゃないかと、死の町とか不気味だというのは。でも、行った人は誰もそう感じると思います。たまたま私の友達も仕事の関係でそこへ入ったんですが、私が言ったんじゃないくて、その人も不気味だと言っていました。まさに不気味です。そういう日本人同胞がそういう苦難の中にいると、そこに原点があるわけですから。さらには、国の制度の中で、かすみがうら市としては高齢職員を、たしかに高給取りですね。そういう方に行っていただく。それは、新採の職員とは比べものになりませんが、採用して二、三年の若い職員だって窓口は幾らでもできるわけですから。だから、そういう、それは2次的な問題だと。2次的な問題というか2次的な利点というか、そういうふうに言ったわけですが、その部分を強調されるのは心外であります。

まずは、被災地の支援をどうするかということに重きを置いて考えていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

被災地の支援、この制度、このこと自体は問題はないんですよ。悪いというふうに言っているわけじゃないですよ。ただ本人の了解、同意とか、そういうことも含めて、総合的に考えて、これ強制じゃないと、善意だというふうに総務省は言っているわけでしょう。私は24日の日にも総務省に直接電話をいたしました。それは、基本的なところは市長にもお伝えしたと思います。12日も共産党の参議院議員の大門実紀史議員の事務所に総務省の担当2人、ヨネザワさん、室長、それからオノデラ係長さん、この方呼んでここで話をしたわけなんですね。ここでやはり一番問題なのは、市長がそういう意図かどうかはわからないけれども、25名もの退職者が出てきたということ自体が問題だということなんですよ。そこが1つ、今回の大きな問題としてマスコミでも取り上げられたということだと思っんですよ。

それでちょっとお尋ねしますが、今58歳以上ではない職員にも働きかけたというふうに言いましたよね。そうしましたら、私の情報では、公共事業に接続していない職員も呼びつけて、この東北派遣を要請したということを知っているんですね。そのときに、私、市長に申し入れしたときに、市長はそれはたまたまだと。誰を選ぶのかは私の権限だというふうに言っていますが、職員の中ではそういうふうに捉えていないんですよ。

参考にお聞きしますが、公共事業に接続していない職員は今何名ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと人数については把握しておりませんが、あと同意の件であります。大学の学長等について、あるいは海外派遣をする場合、こういう場合は基本的に同意が必要だとされております。そして、また介護等の正当な理由がある場合は、これはそのことを申し出て行けないがということで相談することは可能は可能ですが、私としては、職員について、これは総務課もそうだと思うんですが、職員の個人情報というか、今何歳の子供がいて、あるいはその家のお年寄りが介護が必要であるとか、必要でないとかというデータは一切持ち合わせておりません。

ですから、それは指名してからの話で、出したのは内々示ですが、内々示を出してからの話で

すから、私はそもそも最初に指名した職員が行けないと言うということは、私はそもそも想定しておりませんから、それがずっと何人かが行けない、行けないということで、やめさせてくれ、やめさせてくれということになったわけです。それは、こっちはそもそもそういうことは想定していませんから、それを想定してリストラ策だと言われるのは心外であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土木部長、数字。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在のところ、5名の職員が未接続でございます。そのうち2名の方につきましては、接続の意向がありまして、まだ申請が出ていない段階でございます。3名の方につきましては、接続の意思はないものと思われまます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

相談をね、私、業者の方からも間接的にそういう職員から、その業者の方が相談をされたということを知りましたよ。そういうことですから、市長、見えていますよね、茨城新聞の2月2日の日曜日の特集「市長と職員、意思にずれ」というやつは見えていますね。そのときに、やはり職員の立場で考えると、市採用の公務員であれば、ほとんどは当該市内が勤務地のはずと。それがいきなり東北派遣となればいろいろ思うところがあるというふうに言っておりまして、宮嶋市長は、家庭の事情は誰でもあると。若手・子育てなど忙しい世代、中堅は市でも必要と、ベテランを派遣して経験を生かしてもらいたいと説明したというふうにありますよね。

でも、今回、いわゆる58歳以上の方は、残念ながら応募しないでその内々示を断らざるを得ないという、そういうことで3月末の退職を決めた職員の中には、応じなければ退職勧奨ですね。被災地派遣だという圧力を感じたと、正直、市長とは一緒にやろうという気持ちがなくなったという声が聞かれるというふうになっているわけですよ。これが問題なんですね。

私も総務省の担当とお話ししましたら、大門議員が総務省がお願いした自治体職員の派遣、これが逆に異様な退職強要が行われたという、結果的に25人も退職となったと。総務省全体としては、退職強要が短期間にたくさん出たこと、形は勧奨であっても非常事態だと、その認識を持ってもらわないと、全体として結果的にこの制度に乗らなかったのか、言うことをきかないからそうしたのか、結果的に退職強要になっているというふうに述べて、政治家同士で、例えば国会でね、この事実を議論したら、やはり部課長級も含めて一遍に退職するという事態となったら、全国的に見ても、異様な事態ではないかということになって、総務大臣がどうか分かりませんが、それはそのとおりですというふうになってしまうんじゃないかというふうに言っていましたよ。

やはり善意で進めている。やはりそういう意味では、市職員の思いをきちんと引き出していくという立場から出発していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

私もあと何人かから相談を受けて、弁護士さんにも相談した経過があるんですよ、この問題で。早く早くというふうに言われて、本当にもう心配で心配で寝られないという方がいらっしやったんですよ。そういうことが実際に起きている。職員の皆さんの中では、明らかに人員削減、人件費の削減だと捉えていること、これが問題なんですね、職員の中で。結果的に退職強要はなかったと皆さん受けちゃいましたからね。これで抵抗すればまた違うと思うんですが、そういうことで、市長の中ではこういう職員の声は聞き及んでいませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務省のそれは誰が言ったんですか。さっき話した。総務省のどなたが言ったんですか。

〔佐藤議員「参議院議員の大門さんが言ったの」と呼ぶ〕

○市長（宮嶋光昭君）

それは勝手な話で、議員がどう言おうとそれは勝手な話です。そんなのは関係ない話です。

まず、市長と一緒に仕事をやっていく気がなくなったという職員もいるかもしれません。しかし、相当数の職員がまたぜひかすみがうら市民のために役に立ちたいということで、制度的には、厳密に言えば、再雇用ではないんですが、再雇用の申し出を受けてそれを再雇用しております。大分話は違うと思います。再雇用の申し入れはきちんと受けて、特にそれだけ意欲があるなら、じゃやってくれよということで、再雇用を決めております。1人も再雇用を拒否して、こっちから、いわゆる使用者側から拒否した職員はおりません。みんなそれなりに優秀なので、再雇用をみんな認めました。

だから、ただ中にはそういう今言ったような、もう仕事をしたくなくなったよという人もいるかもしれませんが、それでやめたのか、再雇用に応じないとか再雇用の申し出しなかったのかどうかわかりませんが、結果的にはそういうことであります。

それで答えになっていますかね。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

職員のそういう声が聞こえないのかというふうに言ったんですが、届いていないように思われます。

ただこの前、市長が派遣に同意した保健師さんいらっしやいますね。喜んでいくように言っていないでしたか。私、彼女にもいろいろ聞いたんですけども、随分家庭の中では大変なひと悶着があったというふうに聞いていますよ。ただ本人は確かにボランティアというか、そういう経験、被災地で経験することは非常に興味があると言っていましたけれどもね。やはりかなり悩んだ結果なんですよ。

それから、指名された40代の職員がいますね、15日に。そのときに、その職員が断ったら懲罰委員会ですかと聞いたら、懲罰委員会だと、市長が言ったんですよ。やめれば、懲戒にはならないがと、そういうふうにつけ加えているんですね。私は40代ですからね、やめるわけにはいかない。聞いたら、家族からも絶対やめると言わないでねというふうに言われたそうですよ。そして

ら、それを狙って言っているわけじゃないけれどもというふうに語っているんですよ。断ったら懲罰委員会なんですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

辞令を断ったら懲罰委員会にかかると思います。懲戒委員会にかかると思います。これは当たり前前のことでありまして、正当な辞令であるわけでありますから、まだ内々示ではありますから、そこまではいきませんが、内々示断ったからどうこうということはありませんが、正式発令になった辞令を断れば、懲戒委員会に当然、組織でありますから、そうしないと組織は回りません。

それから、何でしたっけ、もう一つは。やめれば懲戒委員会にかからないのかと言われたことに対して、全くそのとおりであります。やめた職員を懲戒委員会にかけてどうするんですか。

[佐藤委員「市長が言ったということですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

私が言ったんですよ、私が言ったんですよ。当たり前でしょう、職員がやめたらば、職員がやめたらば。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。暫時休憩。ちょっと落ちついてください。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 1時54分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話したように、やめるということは職員の地位がなくなるわけですから、職員でなくなった者は懲戒委員会にはかからないという、そういう極めて当たり前なことを言っただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

対話の流れの中で、やめれば懲戒にはならないけどね、こういう言葉の流れですよ、ね。断ったら懲戒委員会ですかと、懲戒だと。委員会ではそうだと。やめれば、そういうふうな言葉の流れでは圧力に感じるということなんです。

市長はね、そういうのは圧力に思わないからね。それはしようがないかもしれません。これは意識のずれですから。それが、この市長と職員、意思にずれというのが出されているわけです。

それでお尋ねしますが、今3人派遣と言いましたが、募集して手を挙げた最初の方が管理職ですね。体調不良だとして辞退した。そのかわりに、若い子育て中の職員を派遣するという事になった。事実ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

58歳の当初志願していた職員が、その後、いろいろ体調不良等を再三訴えているということがありました。最終的にその職員は無理だろうと。こちらから、内々示を取り消したという経過がございます。そして、それまでにある程度、その職員を派遣することで川俣町と話が進んでいましたので、その川俣町との話を継続するために、新たな職員の派遣を決めて、30代の方ですかね、30代の職員を指名した経過があります。内々示出した経過があります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回は人選の理由はあれですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

要員が、そこは用地交渉とかそういうことでないし、それから、もう58歳以上で役職を、いわゆる4月以降管理職を続ける、役職定年になって58歳以降も続けるという人は、正職を続けるという人はいませんので、あとは今度はどこから選んでも同じという感じになるわけです。ある程度、被災地に出しても仕事がばんばんできる、新採の職員出してもしようがないですから、ある程度ばんばん仕事ができると、そういう優秀な職員を選んだと、そういう経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本人には人選の理由はおっしゃいましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

君は優秀だからぜひ行ってくれと、こういうことでお話をさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際は、市長は茨城新聞のほうに、若い子育て中の世代は送りたくないというふうにおっしゃっていましたよね。今回、若い子育て中の職員ですよ、本人の事情は聞かなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたように、そもそもその私は結婚しているか、していないかも全然考慮に入れておりませんで、その職員が被災地に支援に行って有効かどうかという視点でだけ判断しております。

その指名しようとする職員が、家庭環境がどうであるかということ調べ上げるということは一切しておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり職員の環境というのは、市長であればきちんと把握した上でやるべきなんじゃないかなというふうに私思います。

いずれにしても、公務員の懲戒免職処分ですね、免職、首ですね。この処分については、最高裁の判決があります。社会通念上、著しく妥当性を欠いた辞令についてのみ、裁量権を乱用したものであるとして無効になるというふうに述べているんですね。著しいかどうかというのはわかりませんが、いずれにしても、任命権者には広範な裁量権が認められています。ただこういう深刻な事態になったときに、裁判ということになったら、その市長は裁判も辞さないというふうに考えておられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、別に裁判をしようと思ってやっているわけでも何でもなくて、先ほども最初からもう申しているように、被災地を何とかして同胞として助けたいと、そういう思いからであります。もうそれ以外の何ものでもありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、市長は今後とも要請があれば、派遣を続けるとおっしゃいましたよね。で、実は私も総務省にそのことを聞いたんです。そしたら、現時点で方針を決めるものではない。引き続き、被災市町村の要望を伺いながら、一層の人的支援の充実に努めたいというふうに回答をしました。でも、市長はこのまま総務省の要請があれば続けるということでございますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務省というよりは、被災地からのそういう必要性があれば、被災地がそういう要請をするのであれば、ぜひ支援してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地方自治体に勤める職員は、基本的に自分たちの住んでいる自治体で働きたいという意思を持っているんですね。そういう立場であるということは、やはりそういう意味では、本人の環境というのは、大事にしなければならないというふうに私は思います。

来年もそうすると、対象者は58歳以上の職員から始めるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

来年のことを今決めているわけではありませんが、その被災地の必要性に応じて選定をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保健師さんも、今回6カ月、最初は。その後は何かよく決まっていなみたいですけども、市長は3カ月ごとでもいい、くるくる変えるというふうにして連続してやりますよと言ったじゃないですか、私と話したときに。連続してやるよって。そうしますと、逆にこの最初に派遣される方は、自分たちの職場がどうなるのかということも心配してらっしゃったんですよ。

そういう意味では、この当市の市民の保健師さんですからね。健康管理増進をどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保健師を派遣することになった経過ではありますが、やはりこれは被災地のつくばあたりにも今なお相当数の方が来ています。そういった知り合いの方に聞いてみると、いわゆる精神的に不安定になって悩み事を聞いてもらいたいと、そういう鬱病になるような人が非常に多いみたいです。被災地の支援一覧表を見ると、保健師の要請も結構あります。そして、我が市において保健師が14名いるわけではありますが、保健師の方にそういった被災地の状況を3カ月あるいは6カ月、保健師、女性がほとんどですから、女性であると、家庭の中での女性の立場ということを考えれば、1年とか2年とかというのはなかなかこれはきついと思いますので、いわゆる単に性という立場から見ればですよ、一般的に。それは男でも、家の中で主夫の役割をしている人もいるでしょうけれども、そういう立場を考えれば、3カ月ないし6カ月研修してきて、派遣はある意味で研修だと私は思うんですね。特に、保健師に関してはそういう意味合いでぜひ行ってもらって、そういう状況をよく把握してもらって、こっちの保健指導に当たってもらえたらもっといいんじゃないかなと、そういうふうに保健師には期待しているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはそれでいいんですが、市長はこうずっと続けるかどうかわからないと言ったけれども、実際にはそういうふう続けるというふうにおっしゃっていますよね。それと順繰り順繰りに送り出そうというふうな意図があるということだと思えます。

ちょっと職員組合のほうから申し入れがありますが、これどういう内容でしょうか、総務部長。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

大変申しわけございません。ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

大変申しわけございませんでした。

市の職員組合から2月19日付で5項目の要請が提出されてございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その5項目を簡単にあげていただいて、その回答についてもおっしゃっていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

5項目出されておりました、まず最初に、職員の家庭環境等を十分に考慮した上で適正に人選することということで、状況に応じ対応するというような回答でございます。

それから、派遣先、派遣期間、業務内容などの評価をあらかじめ提示し、本人の同意をもとに決定し、同意なしに人事発令をしないことということでございますが、派遣に当たっては、基本的に公募により選考を行う。公募以外の派遣を行う場合は、関係のある団体への本市と関係のある団体へ派遣を行いたい。派遣に当たっては、同意は要しないものと理解しているといったものでございます。

3点目、本人が正当な理由により辞退した場合、それを理由とした懲戒処分を行わないこと。で、人事発令に従わず、派遣先に赴任しない場合は職務命令違反となり、懲戒処分の対象となるものと判断をしている。

4点目、かすみがうら市における住民サービスが低下しないよう、必要人員の確保に努めることに対しましては、適正な定員管理に努める。

5番目、東北派遣の本来の趣旨に沿い、市政の状況に応じ派遣の是非を検討することということに対しましては、状況に応じ対応をするというようなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はやはり組合が5項目を上げているのはもっともなことだというふうに思います。

やはり市長は、東北派遣、大変大事だと思いますが、こういう職員組合の声も十分に聞いていただきたいなと思います。

時間がありませんので、いずれにしても、いたずらに市の職員との対立関係をつくらないで、職員のモチベーションをきちんと上げて、市職員の本来の仕事というのは、住民サービスをやることですから、このことに専念できるようにしていただきたい。

人員の削減については、委託だとか、そういう話をしております。臨時職員もどんどん使うと言っていますが、臨時職員の応募が多いように思われますが、総務部長、臨時職員はどういう状況ですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

それぞれの部署において、業務量に応じ臨時職員等を募集し配置しているというような状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、窓口とかそういうところを委託するという形になりますと、やはり公的なサービス、公的責任、これを放棄するということにつながりますので、この点については十分に気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、これで時間がありませんので、向原のほうに移りたいと思います。

向原のほうについては、市長がいずれにしても今回の損失補償の問題にはまだっていないというふうな発言をしたと思います。

そういう意味では、助成については状況を勘案して考えるという状況になっているかなというふうに思いますが、私はこの旧千代田町というのは、ずっと官製談合が続けられてきたわけですね。調整池の工事なんかも、この前話したかと思いますが安藤建設、木村建設のJVだったんですね。そのときに、この木村建設については、元の町会議員の会社だったと。そのときに、当時組合員だった方がその方と親戚関係がありまして、この工事で元の町議だった方が500万円もうかったというようなことを語っていたそうであります。

いずれにしても、ここで組合がまるっきり事務所も庁舎内にある、もう全部丸抱えだったという実態があるんですが、私の手元にある資料によれば、組合の収支決算書には事務所建設費があるんですが、予算は計上されてなかったんですね。組合事務の委託も2500万円計上されていますが、実際にはどこに委託していたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

事務事業計画によりますと、事務費の中で事務所建設費も計上してございましたが、決算においては、その事務所建設費につきましては、執行されておられません。なお、事務局につきましては、当然庁舎内にありました当時の都市計画課、また現在の都市整備課において事務を執行して

ございますので、経費はかかっていないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で丸抱えだったわけですね。ですから、この組合員の中でも、町が公共事業で整備してくれるという程度の認識だったわけですよ。実際には、町当局が説明会も理事にかわって町の職員が説明を行っていたり、調整池の先行の工事、それから県の無利子貸し付けの民間金融機関への有利子借金への借りかえというの、こういう重大な金策の変更も職員のほうでやっていたわけですね。こういう問題があったということです。

ちょっとお尋ねしますが、私は平成15年4回の12月の定例会で組合と町事務局の関係はどうなっているかと、どのような法的根拠で組合業務を、実務を職員が代行しているのかと質問しておりますが、当時の当局の答弁はどうでしたでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成2年3月5日でございますが、向原土地区画整理組合のほうから準備委員会ですけれども、そちらのほうから、土地区画整理法75条に基づき、技術的援助の申請がございまして、その後、市職員が技術的支援を行っていたということでございます。

そのご指摘の技術的支援にございますが、区画整理事業の施工者に対する技術的支援の範囲を定める規則によりまして、事業の認可手続の指導、助言に関する事、換地計画樹立及び処分方法の指導、助言に関するなどでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実際に私、同じ平成15年第4回の12月の定例会で、工事の請負業者の選定、それから下請業者等についての質問をしていますが、どういう答弁でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

業者の選定につきましては、業者のほうで保留地を8区画購入してもらうということが条件の1点でございました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下請業者は。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下請業者につきましては、佐藤議員からは市内の業者が下請になっておりまして、またその業者のほうで保留地を元請業者が購入した8区画から4区画を購入した経過の指摘を受けております。当然、8区画の中の保留地の下請業者への販売ではなく、新たに保留地が残ってございましたので、そちらの保留地の販売に当たっていただきたいということが佐藤議員からのご指摘でございました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まだそこまで質問していなかったんですけども、回答が早いですね。

実はこれと同時に、町のほうで下水道工事が発注されました。落札した業者はどこですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道工事また上水道工事も行われていまして、どちらも区画整理の事業を施工してございましたヤマトハウス工業でございます。

[佐藤議員「大和ハウス」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

訂正させていただきます。大和ハウスさんが受注してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その請負金額は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5920万円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

落札率は幾らになっていましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩……。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時28分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

落札率につきましては、97.4%でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下水道工事は、予定価格が5127万に対して5020万で落札率97.9、そして随意契約の水道工事は、924万の予定価格に対して落札価格が900万、落札率97.4なんです。

つまり、もう初めから決まっているんですね。大和ハウスというのは、公共事業1つもとっていなかったわけですから。で、指名したときに、なぜ指名したんですかというふうに言ったときに、当時の下水道課長は何と言ったか確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩、お願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

佐藤議員さんからのご質問に関しまして、当時の下水道課長からは、指名業者選定の中で大和ハウスの指名選定理由は何かというご質問でございますが、この工事に当たりまして、まず担当課であります私どもで、指名業者の選定依頼を委員会のほうへ提出をしてございます。その中で、大和ハウス工業に指名した内容につきましては、向原地区におきまして、現に現場で携わっておるといようなことで、そういった状況から現場に精通しているということで指名業者選定の依頼の上、入れた内容でございますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのときに、私、下請関係はどうですかと聞きましたが、どう答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の下水道課長は、下請の関係につきましては、民民の関係でございますので、答弁のほうは差し控えさせていただきますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来であれば、これは私は情報公開でとったんですけれども、実はこれが実態ですね。大和ハウス工業のまず向原土地区画整理事業、大和ハウスに対して伸栄工業、大沢建設、アルプス建設、新和工業、旭コンクリートというふうになっています。下水道工事については、大和ハウスのところに千代田緑建、美野里建設、新和工業というふうな構図になっていたんです。全て地元業者、また当時の千代田で落札をしている業者だったということなんです。

ここで、私は今言ったこの業者の中で、大和ハウスに指名した理由が8区画だと、それを保留地を買うんだという条件にしたっておっしゃいましたよね。でも、その8区画のうち、4区画はこの中の業者が購入していたという事実を私は明らかにしましたが、その点について確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

そのうち4区画につきましては、下請業者が購入してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今言った下請業者は、この大和ハウスの中の1つは伸栄工業、もう一つは新和工業、千代田町の発注の下水道工事は新和工業がダブっていますね。私はその8区画のうち4区画買ったのが、今2つの下請業者だというふうにおっしゃったと思いますが、そのときに2業者の社長がアパートの権利者であるということを指摘いたしました。その権利者の権利額は幾らか、債権額は幾らか答弁願えますか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

細かい数字はわかりませんが、4500万とか5000万という数字でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに資料があります。1社の社長は5000万、債権額ですね。もう一つの1社の社長は4570万、合計で1億円。つまり、保留地を8区画のうち4区画建って、逆にそこにアパートを建てたと。その債権額が1億円、かなりいい値段であります。

私はちょっと聞くんですが、アパートがやたらめったら建ててありますね。このアパートは大体どこが建てているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在、仮換地、保留地による建築物でございますが、その中でアパートが16棟ございます。そのうち、大和ハウスさん関係の棟が5棟ありますので、大和ハウスさんの施工が多いのではないかと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

16棟のうち5棟、もっと多いというふうに私は思うんですが、いずれにしても、この事業を進めるに当たって組合の定款があります。組合の定款、費用の分担について、収入金はどのような内訳になっているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

補助金とまた助成金、また保留地販売金、また賦課金等となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そして、この区画整理事業の中での造成した多くは、畑や山林だったと思いますが、変更後の平成15年の事業で民有地の内訳はわかりますか。そして、その割合はどうなっていますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

保留地が55区画でございます。そのほか、仮換地につきましては59筆ございまして、保留地55区画につきましては、昨年3月末に完売してございます。仮換地につきましては59筆中、19筆が売却されて、新組合員の保有となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が聞いたのは、当時民有地の内訳があるでしょう。民有地から宅地になるわけですから、そのときに畑とか宅地だとか、山林だとかの内訳はどうなっていますかと言ったんです。

[土木部長「暫時休憩、お願いします」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時53分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

施行前でございますが、宅地造成予定地としまして、田んぼが4,907平米、8.14%です。畑につきましては2万8530平米、47.35%、宅地につきましては1,251平米、2.07%、山林につきましては1万9878.08平米、32.99%、原野でございますが205平米、0.34%、合わせまして5万4770.08平米でございます。そのほか公共用地がございます。道路が1,569.75平米、水路が628.84平米、これは調整池ですが、購入した面積で3,258.02平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、造成前はほとんどが畑と山林だったということであります。

それで、私は平成18年第2回の定例会で仮換地の物納の価格の実態を指摘しましたが、どのような内容でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

物納につきましては、関東財務局のほうで売買にかかったわけですが、最低価格が坪7万2000円ということで記憶してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

仮換地は何坪でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その物納された物件につきましては2,458平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここの土地は、造成前はどのような地目でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

山林であったと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、最低売却価格が今7万2000円と言いましたね、坪当たり。そうしますと、計算すると合計金額幾らになりますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5840万相当になります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

計算がちよっと違うと思いますが、5362万9000円程度です。

それで、当時の山林の固定資産税の評価額、当時、平成15年、幾らでしょう、平米当たり。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平米当たり、税務評価額の希望価格といたしまして3,678円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、このいわゆる固定資産税の評価額が宅地並みになったということになると、その山林が宅地になったわけですが、どのぐらいの倍率になったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7倍ほど上がっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、発足時の地目が畑や山林であったとすれば、宅地となったシュウロウジでは、大きな利益を発生させているということは確定的なわけですね。

仮換地の全体の面積、それから移動面積、残りの面積、それぞれおっしゃっていただけますか、特に残りの面積。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地の面積につきましては3万611平米でございます。移動面積につきましては7,371平米、残る残面積につきましては2万3240平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、残りの面積、これはまだ現在の所有者ですね、地主さんですね。向原の宅地の地価公示価格、現在、平成25年幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平米当たり3万900円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、残りの仮換地の財産としては評価額は幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7億1800万円の試算と見込んでおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

7億1800万という試算になっているということです。

向原地先の固定資産税の評価額の地番は、どのような位置にあったでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

傾斜がついた土地でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

正確に言っただけですか。傾斜のないところです。平らなところです。確認してください。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

換地処分を受けたところは平らなところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

データ、調べてもらったでしょう、あの場所ね。この場所を言っているんですよ。向原の何番地って番地言えないから。この番地はどこですかって言ったんですよ。それはどういう場所ですかって聞いたんですよ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほどの地番につきましては、元地番が向原2647の2でございまして、換地後につきましては、近傍地ということで向原1690の10。

[佐藤議員「それ言っちゃだめ、どういうところですかって聞いたの」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

周りを公衆用道路に囲まれた平たんな地でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この絵ってというか、これ平成5年のところですよ、平成5年。この真ん中のところが山林ですね。そして、今私が指摘した、その山林と言われている評価額のところは真っ平らな場所で、どちらかというと平らなところで別に造成しなくてもいいところです。畑のほうについては、同じように全く真っ平らなところで造成しなくてもいいところ。宅地の評価は、その隣ということで造成しなくても済むようなところだったんですね。

ところが、この現場は谷津田でありまして、真ん中あたりが本当にこう傾斜が物すごくついていたところだったんです。それから比べると、この今言った畑なり、山林なりは、この持ち主はこの区画整理事業から抜けたんですね。当初からこの区画整理については問題だというふうに途中から言っていた方なんですよ。そういうことでいいますと、今はこういう形になっていますね、調整池。ここが山林、真ん中が山林だったんですね。これが谷津田だったのがこういうふうにもなったわけです。

そうしますと、今言ったように、山林の価格が実際にはほとんどもう二束三文の場所だったというふうに言えるわけですね。だって、造成しなくてもいいところはもう実際にはこの区画整理に入っていなかったんですよ、除外してましたから。

そういうことからいうと、とても赤字だというふうにはいえませんね。だって、まだまだ評価額は今言った7億という事態になってくるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

賦課金を徴収する方法としましては、再度仮換地を保留地に戻して保留地販売にして、その賦課金等を解消する方法もございます。ということで、佐藤議員さんから質問がありましたが、試算的には残っている仮換地の面積から判断しますと、先ほど申し上げましたとおり、7億円ほどの資産価値はあるのではないかなと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、損失補償というのは、破綻もしくは破綻に至らなくてももう弁済ができないような状況だと、市長がおっしゃったとおりだと思うんですね。

ですから、債務保証、そのものは何の意味もなさない。そして、助成金はこれで本当に必要なんでしょうか。市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の段階では必要であるとは判断はしておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実は、時間がない。

これ平成20年の茨城新聞なんですけれども、土地区画整理組合の借入金、県内5市損失補償というふうになっているんですね。ところが、違法性の指摘の判決もあったということなんです。つまり、第3セクター、この借入金に対して損失補償している問題については、違法性もあるよという司法判断が下ったということがあります。

そういう点では、破綻の状態でないときに、助成をするということはまさに資産形成、これにお金を投入する。これは市民の納得はいかないということになるかと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時14分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆様、こんにちは。

ことしは大変大雪に見舞われまして寒うございました。ですけれども、ここへ来て三寒四温の時期になりまして、また春爛漫たる春がもうすぐやってくるようでございます。

きょうの質問、私が最後でして、このように大勢の皆さんにおいでいただき、最後までおつき合いいただきますこと衷心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、平成26年第1回定例会において通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この時期がまいりますと、3年前の3月11日のあの恐怖にさらされた東日本大震災の忌まわしい記憶が思い起こしますが、被災地の復旧復興はまだまだ目に見えた形になっておりません。まだ自宅に戻れない人たちも27万人もおるようでございます。こうした方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

先ごろ、職員の現地への派遣のやりとりも大きく新聞で報道されましたが、報道の内容は、被災地の深刻さはさておいて、市役所内部の問題のみを興味深く扱ったと受けとめられ、既に被災地への関心も風化してきたのではないかと、少なからず心配しておりましたが、その後、きちんと使命感を持って現地へ赴く職員も出てきたことは、まだまだかすみがうら市役所の公務員としての全体の奉仕者意識はきちんと根づいていたと、非常に頼もしく思いました。

これから、こうした災害のみならず、周辺の市町村が広域的に協力することが大切になると私は思っております。

最近では、甲府の記録的な大雪に対して、水戸市が一先駆けつけて災害復旧に当たりました。こういうふうには、ふだんからよその地域の災害にもいつも関心を寄せながら、相互に助け合う体制を整えておくことは非常に重要ですので、防災や災害援助協定を締結するなど、災害のない平和なときこそ、こういう準備をするよう強く要望するものです。

なお、こうした問題は、オリンピック開催に決まった都知事選においても、結果として一番の争点になったと私は強く思っております。これは、金銭問題で一瞬にして都民の信頼を失った前東京都知事の辞任を受けて行われた選挙ですから、次の都知事はきれいな手で安心・安全なまちづくりを願う都民の重要な1票であったと思います。翻って、我がかすみがうら市の現況を見ますと、この7月には市長選が行われることとなりますが、現宮嶋市政は常々周辺市町村との合併に積極的なアピールを行い、しばらく前までは多くの関係市民はとてとてもともそういう空気にはならなかっただろうと、いわば冷たい目で見えてきたのではないのでしょうか。

しかしながら、1年前から市原つくば市長の合併推進にかかわる積極発言があつて以来、土浦市はもとより、周辺市町村も関心は大いに盛り上がりました。今さらながら、宮嶋市長の地域をリードできる目先のきいた政治家ぶりに感服させられました。

また、このたびの26年度当初予算において、行財政改革の結晶として、小中学校の給食費無料化に踏み切ったことは、この人口減少社会に幾分でも寄与できたなら、まさに地域間競争で他に負けない大ヒット政策ということが言えるでしょう。あのNHKで二度も取り上げられた、この小学校の給食無料化の問題は、本当にすばらしい政策だと思っておるところでございます。議会の合意を得ながら、真っ先にマスコミ等を通じてPRに努めるべきだと思いますので、よろしく対処されますよう期待しております。

こういう合併機運の醸成や地域間競争の先頭に立つ仕事は、このまま宮嶋市政の継続しかない

かと思いますが、まして東京都民のように、よい政策は汚れた手にはさせないというのも良識ある市民の一致した考え方であろうと思うところでございます。よい政治はきれいな手からをモットーにして、市長にはこれからも勇気を持って進んでほしいと期待しております。

それでは、質問に入らせていただきます。

宮嶋市政も、いよいよこの任期中において最後の予算編成となったわけですが、過去3年余りの宮嶋市政は、大変改革の意欲に燃えた内容豊富な期間であったと思います。この定例会は、予算を通じて市長の市政全般にわたる意思表示をする重要な機会であり、またさらに宮嶋市政の1期目の実績を市民の皆様に向けて十分に評価を得て、次の2期目の市政運営を託していただく重要な橋渡しの時期でもあります。

そこで、行財政改革でとにかく財政の面では、どういうことをしてどの程度削減をできたのかお伺いいたします。

また、その削減したお金は、借金の早期返済や子どもたちの医療費の無料化等に投入するなど、無駄を削減して健全財政に資するほか、先進的な市民サービスに充当することが最も重要なことであり、これはまずもって、市民の皆様によくご理解をいただかなくてはならない内容です。

また、行政改革の面では、これからは、いずれにしても安上がりの政府、安上がりの役所を求めなければなりません。すなわち、住民1人当たりの公務員が最小にして最大のサービスを提供できるということ。民間で言えば、生産性の向上の問題です。どうしても、小さな自治体ほど人員を削減するのに情ばかりが先行し、恨みつらみのはらむ問題に発展しがちです。民間大手の人員削減が新聞等、マスコミ等で報道されておりますとおり、3,000人だ、5,000人だ、あるいは1万人だとマスコミに報じられては、それで極端に労使関係が悪化したりというようなことは全くありません。それはなぜでしょう。会社がつぶれたら元も子もないことを労使ともにわかっているからだと思います。

したがって、役所といえども、必要最小限の人数で住民サービスに当たり、住民に財政的な尻拭いをさせないよう努めることが重要でありますので、この点、宮嶋市政は一方的に職員に冷たいかのような逆宣伝もされているようですので、今までの宮嶋市政のこういう本当の狙いをよく市民の皆様にご理解をいただくと同時に、職員はもとより職員の家族の皆様にも理解していただけるよう、ここで市長の明確な答弁をお願いするものです。

そのほかにも、市政全般にわたって個別の問題を取り上げればたくさんありますが、基本は行財政改革の実績成果の上に成り立っていることですので、これ以上、私のほうから申し上げませんが、市長は、今日までの市政運営についてできるだけ具体的例を挙げながら自己採点をしつつ、みずから進めてきた姿勢について市民向けに評価して、それを答弁していただきたいと存じます。

そしてまた、当初申し上げましたように、この議会は次の第2期目に向けてのかけ橋となる議会ですから、単に平成26年度に限らず、引き続く4年間の抱負として市政を担う意欲を市民の前に明らかにお願いします。

3点目に、ちょっと視点は異なりますが、行財政改革などという言葉だけではぴんとこないというのが大方でしょうから、目に見える具体的な都市計画や道路計画などの進捗にあわせて、適宜、関係市民の参画を得ながら推進していくことによって、市民の皆さん自身が新しい道路をつくった、そして非常に便利になったと、次に希望が持てるようになった、こういうふうに市民が

感激を持ちながら、まちづくりに参加することが、結果として最も有効なお金の使い方であろうと、私は常々思っております。

今、私の地元の上稲吉においては、市道8-0219から市道51号線、いうは舟橋から上稲吉の県道を横断して馬立までの道路でございます。市長みずから足を運んでいただき、地元住民の意向を伺いながら道路整備の機運が盛り上がってまいりました。

しかし、いずれにしても、これをどういうスケジュールでどう進めるのかは、実施主体である市役所の仕事ですので、現在どういう計画で進めようとしているのか、担当部長に予算措置ともあわせてお伺いいたします。

次に、子育て支援対策における教育、子育てのための環境整備について伺います。

現在、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づいて、この春には南中学校、北中学校の統合により、霞ヶ浦中学校として新たな時代を迎えるわけであります。一方、小学校につきましては、旧霞ヶ浦町の区域の小学校の統合は計画どおり、平成28年度には実施できる状況となっておりますが、旧千代田町区域の七会小、上佐谷小、新治小、志筑小学校の4小学校の統合問題が、まだ最終決定という段階に至っておりません。すなわち、志筑小学校を新築して間もないがために、これを活用して、あとの3校分を増設して対処することが無駄にならなくてよいのではないかといった観点から、こうしたいとの主張があります。

これは最初の答申でも沿った考え方であり、議論の少なかった時点では、場所は最善とはいえないが、次善の策として打ち出されたものであります。その後、私も指摘はしてきましたが、最善の場所はどうかといった議論が統合委員会の中で行われ、それに加えて、住民アンケート等も実施され、大方体制は千代田中学校近辺に中学校の施設もあわせてむらなく使えるよう、方向を定めるべきだと私は受けとめております。

あわせて、事務当局では、新設の志筑小学校も公民館等の公共施設に利用するのであれば、国庫補助金等の返還の問題も生ずることがなく、一方で大きな無駄の心配は解消されております。このことを特に志筑地区の皆様によく広報を行い、理解していただき、早急に方針をきちんと定めて進まなければならないと思っておりますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

次に、この問題と全く表裏の関係にあります小中一貫校について質問をいたします。

今回、旧霞ヶ浦地区の小学校の統合を見ますと、新しい霞ヶ浦中学校については、いわゆる施設一体型にも進めそうですが、はっきりわからないのは施設一体型と言われるものと、それ以外のものはどう区分され、その大きな差は学校の管理運営に大きな違いが出てくるのか、教科担任の問題等直接教育現場に大きな違いが出てくるのかお伺いいたします。

特に、今はっきりしていない千代田地区の小学校の統合の問題については、千代田中学校と一体的に整備する場合と、中学校とは関係のないところに統合した場合とでは、どちらも小中一貫校になり得るのか、施設一体型でこそ理想的な小中一貫校を追求する可能性が高いのか、ここら辺のところを市民の皆様方にわかやすく説明方々、教育長の答弁をお願いする次第でございます。

次に、保育所の民営化の準備状況と市民への広報周知についてお伺いいたします。

ここ二、三年で保育所の方向づけがいろいろ検討されてきたやに受けとめておりますが、検討に着手する前から、既に旧霞ヶ浦町においては1カ所を除いては民間が運営してきたようであります。また、旧千代田地区においては、これとは逆に1カ所が民間で運営され、他の3カ所は市

で運営してまいりました。

しかしながら、国や県の指導もありまして、できる限り民営化の方向へかじを取る必要が生じてまいりました。このことは、既にご案内のように、宮嶋市政になる前からの懸案でありましたので、前市長は旧霞ヶ浦地区の保育所の民営化を推進してまいりました。そのときは、旧千代田地区については、手をつけていない状況でしたので、公立の多い、この地区についての民営化は大きな事業であったと思います。

ましてや、設立主体が市であったのにもかかわらず、民間に移行するために、市はどこまで責任を負い、新たな設立主体にある民間はどこからどう責任を全うするべきかについて、その辺の仕切りがどの程度、両者間でできており、そしてそれを関係市民の皆様に広報などを通じよく理解していただいたのかどうか、その辺のことを担当部長にお伺いいたします。

なお、今の民間の新設保育所の進捗状況から見て、保育所として心配なく供用できるのはいつからなのか、一つ一つお答えいただきたいと思います。

また、今後のそれぞれの運営主体となる民間では、自分の園児獲得、すなわち商売でいえば、顧客獲得のために自助努力をどうしているのか、これが最も重要であります。今までは市が運営するというので、全て市のほうにクレームをつければよかったのかもしれませんが、これからは保育所の運営についてのクレームは全て設立主体である民間に受けとめていただかなくてはなりません。

こういう現実を市民の皆様方にきちんと受けとめていただけるよう、繰り返しになりますが、徹底した広報が必要になろうかと思えます。市当局としての民間への指導はどうなっているのか、担当部長にお伺いいたします。

3番目として、土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法について、本市としては何が一番に強調していきたいのかお伺いします。

土浦・つくば市の2つの市に限らず、むしろ政令指定都市を目指してより広域的に合併をすべきという、宮嶋市長は積極論者であることはよく承知しておりますが、最近のつくば、土浦の動向を見てみますと、まず2つの市でよく勉強会を実施するなどして、先行して合併していくことが現実的だと考えられておるようでございます。

私もこれが着実でよい方法だとは考えますが、ではその先、かすみがうら市などが、近い将来においてすぐに合併できるのかどうかとなると、何の保証も得られない。こういうことでは、本市の合併参画の意欲も絵に描いた餅になってしまうおそれがあります。そこで、本市としてはいろいろな知恵を搾り出す必要があります。

よく考えてみれば、本市はつくば市とは地面の上では少しも接触しているわけではありません。しかし、現在進めております神立駅及び周辺の整備計画は、まさに土浦市と一体のものであり、さきに県がつくった霞ヶ浦環境科学センターは、まさに土浦市沖宿町とかすみがうら市戸崎の境界をまたいで広域的な狙いを持った水・環境のメッカとしてつくられたものであります。

一方、旧新治村の工業団地は、既に完成の域に達しており、今後この周辺を整備するとなれば、隣接地であるかすみがうら市の一部と一体的に整備されるのが自然な方向づけと考えられます。もう既に、土浦千代田工業団地ができて以来、土浦市とかすみがうら市の境界はないに等しいか、境界が邪魔になって都市計画にも支障が出るという状況かと思われまます。まして、現在、国道

354号線の拡幅が急ピッチで進められ、旧霞ヶ浦地区とおおつ野、沖宿地区は一層一体化が図られつつあります。

こういう実態を一つ一つ重ねあわせれば、もはや土浦市とかすみがうら市は、遅かれ早かれ同一の地域づくりをしていかなければならないと私は強く思っております。そこで、市長はどうお考えになっているのかということも伺いたいとは存じますが、その前に1つ提言がございます。

つくば、土浦が合併を推進することは、それはそれで大歓迎であります。それと同時に並行的に、土浦市とかすみがうら市が別に合併の勉強会なり行って、つくば、土浦の合併と相前後して、土浦、かすみがうら市の合併がかなうなら、それも1つの方法と思いますが、一気に政令指定都市など大規模合併よりも、まずは土浦をブリッジにして、つくば、土浦、かすみがうら市の3市先行合併を考へることが、今のかすみがうら市の置かれている状況から見ると、より現実的な方法かと思っております。

そして、中核市としての立場をきちんと確立することによって、今のつくば市とつくば市の実施しようとしている特区としての高度な事業の推進や県内随一の人口を有する都市として、大がかりな県内一のスポーツ施設などが新しい大つくば市の中に着々と整備されていくことになれば、より人口の定着にも結びつき、活力あふれる地域になり、やがて市長の目指す政令指定都市の実態を備えた地域になっていくものと思っておりますので、とりあえずは土浦を間に挟んで3市が先行して合併する道を探るべきと思っております。この提案も含めて、市長の考え方をお伺いする次第でございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、平成26年度に向けての市長の行政市政全般にわたる抱負についてお答えいたします。

最初に1番、今日までの市政運営についての自己採点についてお答えいたします。

前回の市長選挙においては、私の政治信条であります市民が主役のまちづくりを実現するための5つの選挙公約を掲げ、当選させていただきました。

5つの公約のうち、市長報酬50%カットを初めとする行財政改革、国民健康保険税の引き下げ、中学生の医療費無料化、石岡地方斎場計画の見直しの4点については、ほぼ市民の皆様とのお約束を守れたと考えております。

しかし、残念ながら、もう1点の市民の参加型の市政を目指し掲げた常設型住民投票の条例については、残念ながら達成できませんでした。この件については、議員の皆様にご理解を得られなかった私の力不足を痛切に感じております。この場をおかりして、市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

公約5件のうち、お約束を守れたのは一部不十分ではございますが、おおむね4件ということで約70%の達成率ということでございますので、自己採点としては70点ぐらいが適当ではないか

と考えております。

次に2番、2期目に向けてどのようなことを訴えていくのかについてお答えいたします。

さて、私の任期も残るところ、あと4カ月となりました。市民が主役のまちづくりをモットーに多くの市民の皆様の意見を頂戴しながら、既存の概念や前例に捉われず、これまでの行政の考え方や取り組みを再考しながら、まちづくりを進めてまいりましたが、その根底にあるのは、次代を担う若い人や子どもたち、次の世代に負の遺産を残してはいけません。よいものを残していくことが我々の責務であるという思いであります。限られた予算を有効に活用するため、継続して事業や補助金、施設の見直し、人件費削減など行財政改革に取り組んでまいりました。そこで生み出されたお金は、未来志向の子育て支援策に活用してまいりたいと考えております。

昨年宣言した非核脱原発平和都市宣言を実効性のあるものにするためのソーラー発電事業や、医療費や介護費を、元の自治体が負担することを条件に都市部の高齢者の受け入れ施設を誘致して、市の有力な産業へ育てるプラチナタウン構想の現実化など、時代の変化に対応した魅力あるまちづくりを目指します。

そのほか、教育力向上のための学校の適正規模化や公共インフラの維持管理や整理整備など計画的に進めてまいります。

また、新聞等でご承知のことと存じますが、土浦市とつくば市の間で合併のための事務レベルの勉強会が始まりました。本市も新しい動きに乗りおくれないう、2月19日、石岡市、つくばみらい市、守谷市とともに勉強会への参加を申し入れました。かねてから、私の持論、県南政令都市の形成に向けて行動していきたいと考えております。

このように、いまだ種をまいた段階で、これから大切に育て花を咲かせなければならない重要な施策、やり残した各種施策、新たに取り組む必要がある課題などがあり、まだまだ改革途上でございます。

これらに引き続き取り組んでいくため、本日この場をおかりして、次のかすみがうら市長選挙に出馬することを正式に表明させていただきます。

次に3番、舟橋から上稲吉の県道を横断して馬立までの道路整備についてお答えいたします。

馬立地区の道路整備につきましては、平成25年第3回定例会において、現道拡幅で地区の理解を得られるよう努めてまいりたいと答弁いたしましたが、去る平成26年1月16日、地区説明会を開催いたしました。

その結果、集落内を通さないバイパスルートでの整備要望が多く、計画延長1,260メートルについて、平成26年度予算に調査費を計上させていただきました。

次に、国道6号から舟橋県道土浦笠間線までの整備計画でございますが、平成26年2月17日、上稲吉地区説明会を開催し、整備に向けてさまざまなご意見をお伺いいたしました。

特に、県道交差点が危険であり、早急な改修につきましては、区民の総意であると認識をし、計画ルートにつきましても、ご協議をいただきましたので、再度3月10日に地区説明会を開催し、最終的な整備ルートを決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目、子育て支援対策における教育・子育て環境整備については、教育長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法についてお答えいたします。

土浦市とつくば市の合併勉強会については、既に新聞報道等がされておりますように、昨年暮れにつくば市長から土浦市長に対して申し入れがあったものでありますが、これについては、2市とも大変重い英断であったろうと思っております。

また、県南地域の市町村長で構成する県南地域総合振興協議会においても、かねてから県南地域の将来像について話し合いを持っておりましたが、2月12日に開催された協議会において、今回の2市による勉強会に近隣市からも参加できるよう提案することに至ったものでございます。

その後、2月19日付で石岡市、守谷市、つくばみらい市とともに、土浦・つくばの両市長に対し勉強会への参加の申し入れを行っており、次回以降の2市の勉強会において協議がなされ、回答をいただける予定となっております。

申し入れの内容につきましては、4市ともオブザーバーとしての参加を求めているものでありますので、まずは土浦市、つくば両市が中心となって行われる議論の中で、県南地域における両市の置かれた状況を見きわめながら、今後の展望や行政運営について、合併、広域連携、協働などによる特色ある地域づくりの観点から理解を深めていきたいと考えております。

議員からご提案いただきましたつくば・土浦・かすみがうら市、3市ブリッジ方式による勉強会の提言でございますが、これにつきましても、当面今オブザーバーとしての参加を要求しておりますので、これを注視していただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

田谷議員ご質問の3点目、子育て支援対策における教育・子育て環境整備についてお答えいたします。

最初に1番、千代田地区統合小学校の統合方策についてお答えいたします。

志筑小学校を統合校として進めておりましたが、統合委員から志筑小学校を新校とすることに対する反対意見や、千代田中学校の敷地に新校を整備するというような意見があったことから、市長の提案もありまして、千代田中学校に併設した場合の比較検討資料を作成し、各地区及びPTAにおいて、意見の取りまとめをお願いした経過がございます。1月にも統合委員会を開催し、協議を行っておりますが、調整が難航しております。

次回、3月17日に施設の耐震化と小中一貫教育についての資料をもとに協議いただくこととなっております。その資料や協議内容につきましては、今まで出しておりました、今まで9号出ておりましたが、統合だよりにおきまして、全家庭に回覧周知したいと思っております。

次に2番、施設一体型小中一貫校と、それ以外のあり方についてお答えをいたします。

ご存じだと思いますが、小中一貫教育というのは、小学校6年、中学校3年の9年間を見通した系統性、連続性を生かすことのできる教育活動でございます。

大きく分けますと2つありまして、同じ校地、校舎内で小中学生ともに過ごす施設一体型、これはつくば市を例にとれば、つくばの春日学園が同じ敷地で一体型で教育を行っております。また、離れた小・中学校において一貫した指導体制の施設分離型があります。つくば市では、春日以外には豊里、桜、筑波東、西など、荃崎も入りますが、これらは全て施設分離型でございます。

なお、土浦では、先の話になりますが、新治中学校に一体型の小中一貫校をつくるというような計画を持っているようでございます。

施設一体型につきましては、子どもや教員の移動が容易でありまして、教員の打ち合わせだとか、子どもたちの異年齢交流が行いやすいなどのメリットがございます。また、施設分離型につきましては、施設が2つありますから、体育館や校庭などが広く使えるというようなメリットがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

田谷議員さんの3点目、3番、保育所民営化の準備状況と市民への広報周知についてお答えをいたします。

公立保育所の民営化につきましては、社会環境の変化に伴って延長保育の拡充や休日保育など、多様化する市民ニーズに対応した各種保育サービスの充実に努めるため、市立保育所民営化移行計画に基づき進めております。

民営化への移行についての市民周知といたしましては、さくら保育所、わかぐり保育所、やまゆり保育所を中心にこれまで保護者説明会を開催してまいりました。その中で、さくら保育所を中心とした区域におきまして、民間事業者から保育園整備事業計画書が提出をされましたことについて、これまで民営化を進めてきたものでございます。

また、民営化を進めたことにより、課題となっております待機児童の解消、さらには公立保育所で不足をしている保育サービスの拡大が図られるものとも思っております。今後も引き続き、民営化計画に沿った形で進めてまいりたいと考えております。

また、新設民営民間保育園の状況についてのご質問をいただきました。

4月から開設をいたします新設保育園につきましては、社会福祉法人廣山会が運営をいたしますプルミっこ保育園が41名の入所、続いて、学校法人沼田学園が運営をいたします千代田保育園が40名、学校法人狩野学園が運営をいたしますすみまわり保育園が12名という状況になっておりますが、民間保育園には今後とも延長保育、あるいは休日保育のサービス面では公立保育所を上回っているため、今後ともかすみがうら市の子育て支援の充実に寄与していただくことを願っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それぞれに簡潔なご答弁ありがとうございました。

自己採点でございますが、私のほうからは特段採点するということは僭越ですので、殊さら控えたいと思いますが、私は、決して市長の採点がそれ以下でもそれ以上でもないとは思いますが、少し謙虚であられるのかなと思います。

かすみがうら市のリーダーシップも今後とも強く強く発揮していくために、市民からはもっと評価が得られるだろうなというふうに思っています。そして、よりよい積極的な市政運営を努めていただきたいなと思っているところです。

五輪堂橋のことを例に挙げまして、私が22年3月の議会に入りましたときも、五輪堂橋のこと、石岡斎場のことが本当にもめていましたときに、私は市長の英断によって、五輪堂橋は年度内にも完成し、そして供用開始の運びとなったのかなと思っておりますし、地域の皆様とともに、私もともに喜んでおります。やはりついこの間、ちょっと五輪堂橋を見てまいりましたとき、ああやっぱり決断して始めると、こんなにもすごい橋ができるのかなと思っておりますし、そういうことも市長の大きな英断の花が咲いたのかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしていただくわけです。

それから、2期目に向けてどのように訴えていくかということなんですけれども、やはり種をまいて新たな施策をして、そして大輪の花を咲かせて実を結んで、そしていずれは市長も私も応援していますその大合併につながっていくのかなと思っておりますので、次の時代に負の遺産を残さない、その市長の政策にこれからも応援してまいりたいと思っております。

市長はその負の遺産を次の時代に残さないということに、小学校の給食費の無料化を挙げておりました。私、今回の質問で、いろいろ先輩議員さんたちもばらまきではないとは思っています。小中学校の医療の無料化も含めて、人口減少社会において、少子高齢化の現在、何をさておいても、子育て支援をやっけていかななくてはならないということで、それは私が市議会議員になって第一の目標でありましたし、人口増が活気あるかすみがうら市を、かすみがうらのまちをつくることだということで、市長と私、その点、本当に一致するところがありまして、これからも市長に頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、舟橋のことなんですけれども、馬立の皆さんも市長と土木部と私が参加しましたところ、早くやってくれと本当に懇願するような言葉を聞きまして、本当にうれしく思いました。馬立という〇〇は、あるいは閉鎖的なそういうところも多々あるようなところもありましたけれども。

○議長（鈴木良道君）

すみません、田谷さん。

〇〇という言葉は禁止されている。

○4番（田谷文子君）

訂正します。

馬立の地区はね。

○議長（鈴木良道君）

田谷さん、すみません。

ただいまの田谷議員の発言につきましては、議長において後刻、会議録を調査の上、措置することといたします。

以上です。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございます。

馬立の集落は、馬立の市民の皆さんにも、私お話ししましたけれども、土浦のバイパスに近く、そして高速に近く、そしてつくば市に一番近いまちでして、これからそのバイパスができて、道路がよく整備されましたときは、より一層土地活用もできるのかなというように思っています。

それから、舟橋から上稲吉の県道を横断して6号に抜ける道路ですけれども、その先、ショッピングモールを突き抜けて神立の駅まで通る道路が5カ年計画でできるようですけれども、それも舟橋の橋梁のつけかえはもとより、上稲吉の県道を横断して馬立まで整備するという大胆な決断をいただきまして、神立から馬立までの基幹道路がきちんと1本通るということで、かすみがうら市の歴史にもまことに画期的なことであり、どうかスムーズな計画立案をお願いしたいと思っています。

3月10日にまた上稲吉地区の皆さんとの話し合いがございますので、そこからいろいろ煮詰まっていくなかと思っています。

それから、市長からお話がありました馬立のバイパスは、平成26年度調査費を計上していただけるということで、ひとつ明るく見守っていききたいなと思っていますので、ありがとうございます。

それから、千代田地区の統合小学校のことですけれども、これは統合委員会が3月17日に予定されているので、その報告を待って、十分尊重し、市当局としても理にかなった決断をお願いしたいと思っていますので、教育長さん、よろしく願いいたします。

それから、施設一体型もその統合委員会で決まっただけのお話になるかと思っています。

それから、保育所の民営化の問題ですけれども、この新設の保育所はプルミっこさんが41人、沼田学園さんが40人、狩野さんの保育所が12人ということで、さくら保育所が150何人でしたか、その辺はこの民営の保育所が大分少のうございますけれども、それは何か理由がございますか。担当部長さん、お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

田谷議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど私のほうから民間保育所の入所状況についてご説明を申し上げました。定員、確かに低いというか、現在定員から比較をすると、それぞれ3保育所につきましては、満たない状況となっております。ただ、かすみがうら市の出生数等、昨年等からも比較をいたしますと、年間で出生数が約300から350ぐらいの間を年々出生数があります。その中で、保護者がそれぞれの勤務状況の中で、育児休暇がとれるということもそれぞれの機能的にはまちまちでもございます。そういった方が育児休暇明け等により、このゼロ歳児から2歳児までの低年齢時の入所がますます今後は民間保育所のほうへ移行をしていくのではなかろうかというふうには私は推測をしております。

また現在のところ、満たない状況というのは、まだ工事が途中でもありましたものですから、その辺で保護者の皆さん方が、民間ではなく公立のほうへ希望が出してあったのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

やはり建物が建ってなかったりしますと、私から初め見える化に該当しませんで、やはり見
てから子どもを預けたいと思うのは、やはり親心かと思います。

それからもう一つ、さくら保育所は民営化が進んでいきますと、いつごろ廃止になるような様
子でおるのでしょうか。それも早くに周知しないことには、市民の皆様はどうしようかと思うん
じゃないかなと思うんですけども、その辺は、市当局としては、さくら保育所はいつごろ廃止
するような様子でおいでですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にもありましたけれども、おおむね1年程度の延長ということで26年度1年
を当面の目標としております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございます。

今度はもう1年を過ぎれば、新しい保育所の形ができて、そして新しい子どもたちが入所して
いるわけですから、その辺は迷うことなく保育を抱えるお母さんたちはちゃんと選択できると思
っております。

それから最後になりますが、合併の問題についてちょっとお話しさせていただいて、私の質問
を終わらせていただきたいと存じます。

合併の問題は、かすみがうら市だけが最後に取り残されるのかということがいつも私は心配し
ています。つくば、土浦以外の市と行動をとるに余り、土浦市との勉強会も何もできないと
いうことのないようにしてほしいと思っております。

今大事なことは、つくば市によく理解を得ながら、もう既にかすみがうら市と土浦市は、実質
的に一体であるという理解を深め、つくば・土浦の合併時は、かすみがうら市も無理なく合流で
きる体制を築いていく必要があります。時期が来たら、議会も、市民も一致協力して県南の広域
的な合併を進め、30万以上の中核都市であろうが、もっと大きい市であろうが、地元のことは地
元で決める、そういう実行できる都市として、その基盤をつくるのが重要だと思います。こう
いう理想に燃えた市長は、宮嶋氏が最もふさわしく思い、激励方々、私の希望を申し上げ、質問
を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

山内庄兵衛君から3月5日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不
適切あったとの理由により発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出があり

ました。この取り消し申出書を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、山内庄兵衛君からの発言の取り消し申出書を許可することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により、あす3月8日及び9日の2日間は休会となります。次回は3月10日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時10分